

平成20年度第2回東海地域農政懇談会 議事録

平成21年3月5日(木)

【司会】 ただいまから平成20年度第2回東海地域農政懇談会を開催いたします。

本日、司会を務めさせていただきます企画調整室の萩原でございます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、当懇談会委員について、お一人の変更がございましたので、ご紹介いたします。

日本労働組合連合総連合会愛知県連合会の松浦局長のご異動に伴い、同連合会の森広報局長に委員を新たをお願いしております。よろしくお願いいたします。

また、愛知県地域婦人団体連絡協議会の平松会長におかれましては、今回が初めてのご参加となっておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員16名のうち、15名にご出席いただいております。ご欠席は、愛知県農業協同組合中央会専務理事の石川委員です。

なお、中日新聞社論説委員の飯尾委員は若干遅れてご出席されます。

なお、本日出席を予定しておりました当局の食糧部長の星野は、用務のため、欠席させていただきます。

それでは、まず、東海農政局長の竹森から一言皆様にごあいさつさせていただきます。

【東海農政局長】 本日は、大変お忙しい中、第2回目の東海地域農政懇談会にご参加をいただきましてありがとうございます。

本年の1月5日付で岩元前局長の後任として参りました竹森です。よろしくお願いいたします。

昨年は、事故米等で大変ご心配等をおかけしたわけですがけれども、現在のところ、食品の安全に関する業務全般を見直して、かかることのないように、私ども、組織を挙げて取り組んでいるところでございます。

そういう中で、皆様もよくご存じのように、先週末から愛知県内で高病原性鳥インフルエンザウイルスが見つかったということで、今、私どもも対策本部を設けて対応をしているところでございます。

今回のウイルスの発見は、こういう高病原性になる前に、いわば早く見つけて、早く処

分をするというための調査の一環として見つかったということで、従来のように病気が発生をして、その中で見つかったものとは違うということで、こういう病気の拡大を防ぐ措置としては非常に順調に進んだ結果なのかなと思っております。

ただ、発見された農家の方にとりましては、元気な鳥を処分しなければならないということで、大変な心痛ということでもありますし、これからの経営問題ということもあります。そういう面で私どもも農家に対する支援は万全を尽くしていきたいと思っております。

その際に、やっぱり一番問題になりますのは、それに伴ってやや風評被害といいますか、安全なものしか今は流通をしていないわけですけれども、例えば新聞等によりますと、学校給食の使用を控える等の動きがございますと、農家自身がこういう調査に対する協力について後ろ向きになってしまう。それが、逆に言うと、今後の発見を遅らせるというようなことになると、むしろ弊害のほうが大きいということで、そういう意味で、私どももいろんな機会を通じて消費者の方、関係の企業の方に、正しい知識といいますか、情報をきちんとお伝えをしていきたいと思っておりますので、本日のお集まりの皆様方にもぜひ正しい知識を持っていただいて、冷静な対応いただきますように、よろしく願いをいたしたいと思っております。

さて、本日の議題でございますけれども、本日は2つございます。1点目は、東海農政局の行動計画でございます。これは局として取り組む、1年間、施策としてどういうものに取り組んでいくかというのも整理をしたものでございますけれども、前回の農政懇談会の中で、どうも東海農政局の顔が見えないと、項目は確かに全般を網羅したものにはなっているんだけど、具体的に取り組みとして何をやっているのかよくわからないというご指摘があったと聞いております。

私どもも農水省の改革の中で、やはりみずからの施策を丁寧にわかりやすく説明をしていくということが必要であろうということで、今回初めてでございますけれども、行動計画に加えて、私どもが特に重点的に取り組む項目というのを定めて、むしろそれを積極的にPRし、私どもの施策推進もそこに重点を置きながらやっていきたいと。これまでどちらかというと縦割りで取り組んできたわけですが、それをむしろ課題重視といいますか、課題を主体にして、それにできるだけ横の連携をとって取り組んでいきたいということで、こういう重点項目を定めてみてはどうかということで、ご提案をするわけでございます。ぜひご議論をいただければと思います。

これについては、従来、行動計画の発表というのが7月になっておりまして、私どもの

事業は4月から始まるわけですので、こういうものについてもパブリックコメント等の意見を聞く手順をとるわけですが、4月には策定をして、公表し、実行していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をいただければと思います。

それから、もう一つの議題が、新たな食料・農業・農村基本計画の策定についてでございます。これは5年ごとに食料・農業・農村基本計画を定めるということが法律で定められています。これは単年度の施策のとり方ですと、非常にいわば政策がくるくる変わるといって、中期的なきちんと目標を持って取り組むということ、この計画が定められているわけですが、それを見直すということでございます。当然のことながら、その見直しに当たって、透明性の高いプロセスを経て、いろんな人の意見を聞きながら作っていく、そういう基本的な方針で臨んでいるということでございます。

今日は、どういう項目について議論をされるかということを紹介させていただいた後、委員の先生方のご意見を伺いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私ども、本日の意見等を踏まえながら、全力を挙げて東海地域の農業の振興等に努めてまいりたいと思っておりますので、今後とも、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いをいたします。

【司会】 引き続きまして、当懇談会会長の竹谷会長からごあいさつをお願いいたします。

【会長】 こんにちは。昨年、本懇談会は2回開催いたしました。3月13日と7月31日でございます。3月13日の懇談会では、行動計画のうち、重点的に自給率の向上、そして、農業関連産業の振興、3つ目に、環境資源の保全と活用ということを起爆剤にしながら地域起こしをどう進めるかということでご意見を頂戴しました。7月31日、思い返していただきますと、ここではその行動計画とあわせてもう一つ、米の利用拡大ということを集中的にご意見いただきました。それ以降もしばらくの間、農業関連資材、石油をはじめとして非常に短期間の間に高騰する、あわせて食料品も高騰するということで、生産者も消費者も非常に苦しんだ場面がございました。こういうものに対して、どう迅速に対応するかということで、貴重なご意見をいただけたかと思っております。

投機資本の動きというのは実物経済から比べれば非常に素早いものですから、その素早さに現場が対応するというのは並みではいけないんですけども、しかし、ある意味ではそれについていけないと生きていけないという、こういう非常に難しい課題だったと思いま

す。

また、米の問題にも関わって、あるいは行動計画にも関わってですけども、前回強調されたのは連携という言葉でくられるかと思っています。例えば、行政とどうコラボレーションするか、今回、農政局の具体的な行動計画をはじめとして、あるいは食料・農業・農村基本計画の新しいバージョンに向けてということでご意見をいただくわけですが、その中で民間との連携というのはいろんな角度で必要になってくるし、住民レベルの連携もまた求められるかと思っております。そういうことについていろいろ意見を頂戴いたしました。その中で、例えば産地間の連携、あるいは地域の連携、さらに農商工連携という形で連携の具体的な利用について幾つか貴重なご意見をいただいたかと思っております。それが2点目のキーワードだったと思っています。

3つ目に、家庭でできることは何があるんだろうということで、やはり自給率を引き上げていく上で、今の時代、圧倒的に生産者は少数派で、消費者が多数派なんですけども、消費者がこの国内の農業に、あるいは食料供給にしっかりとした認識といいますか、見識を持たないと、これは自給率向上というのはかけ声倒れに終わってしまうということで、家庭でできることは一体何か、食育をはじめとして食生活の抜本的な見直しというところで、現場レベルではもう和食もつくれないような状況が広がっているというご意見もいただいたかと思います。

併せて、行動計画にかかわって、数字を目標にして議論するだけでは、これはものが見えてこない、やっぱり中身としてどういうものが追求されて、その中で何がアウトプットして出てきたのか、この辺を明確にしないと、本当の意味での議論にならないんじゃないかということが出されたかと思います。

こういった昨年の経緯をしっかり踏まえた上で、今日の懇談会も進められたら、継続性ということで、より内容的にも充実なものになると思っています。ぜひそういう意味で各委員の皆さん方からの積極的な提言、ご意見等をいただければと思っております。

以上開会に当たりまして、私、会長としてのあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。

【司会】 ありがとうございました。

報道関係者の方は、これでご退出をお願いいたします。

それでは、お手元にお配りしております資料をご確認願いたいと思います。配付の資料一覧表をごらんいただき、不足がございましたらお知らせください。

資料は、資料1から5、資料3が1、2、3と分かれております。参考資料は、参考資料1から6でございます。ご確認ください。よろしいでしょうか。

それでは、引き続き、今回の懇談会の進め方について説明させていただきます。

本日の議題は、平成21年度東海農政局行動重点8項目と、平成21年度東海農政局行動計画及び新たな食料・農業・農村基本計画の3点でございます。このうち、平成21年度東海農政局重点8項目については今回から新たに提示させていただいておりますが、これは従来の行動計画に加え、来年度に東海農政局として特に重点的に取り組む事項を整理しております。行動計画とあわせて当局から報告させていただきまして、委員の皆様からご意見をいただきたいと考えております。

次に、新たな食料・農業・農村基本計画の見直しについてですが、現行の基本計画が平成17年に策定いたしまして、4年が経過しております。昨今の情勢の変化に即した計画に見直すことが必要となっております。この1月から農林水産本省の審議会で議論が始まったところでございます。今回の見直しに当たっては、積極的に国民や地域の声を反映させてまいりたいと考えておりまして、各委員様からのご意見をいただければと考えております。

議事につきましては、竹谷会長にコーディネーターをお願いいたします。

なお、本日の議事の内容につきましては、議事録作成後、各委員の確認、ご了解を得た上で、当局のホームページに公表したいと考えておりますので、ご了解願います。

それでは、早速議事に移りたいと思います。

ここからは、会長に進行役をお願いしたいと思います。

会長、よろしくをお願いいたします。

【会長】 それでは、進行役を務めさせていただきます。

お手元の議事次第によりますと、この後、意見交換ということで、(1)平成21年度東海農政局行動重点8項目(案)について、並びに(2)平成21年度東海農政局行動計画(案)についてが上がっております。これらは相互に密接に関連しておりますので、一括してご意見等をちょうだいしたいと考えております。時間としては、説明も含めて1時間半ほどを予定しております。その後、休憩を挟みまして、(3)新たな食料・農業・農村基本計画の策定についてご意見を伺いたいと思います。

それでは、まず、最初に、(1)の点につきまして、東海農政局の企画調整室長から説明をお願いいたします。

【企画調整室長】 企画調整室長の穴井です。座って説明させていただきます。

まず、お手元の資料1をご覧ください。表紙に「～手にとって さとの恵み～」と書いてございますけども、これは20年度、東海農政局がつくったスローガンでございまして、「地産地消」であるとか「里のめぐみ」ということで、地域の環境だとか生物多様性というような意味も込め、また、農村と都市の交流というような意味も込めてつくったスローガンでございまして、各種資料の表紙に付けるようにしてございます。

それでは、中身についてご説明いたします。

ページをめくっていただきまして、まず、1ページ、考え方というのがございます。今まで行動計画だけでございましたが、今年、なぜ重点8項目というのをつくったかという考え方をそこに整理してございますが、現状・問題・改善点、1のところに書いてございますけども、東海農政局において、基本計画の着実な推進を図るため、行動計画というのを作成しているわけですが、その作成過程において、次のような課題があるということがわかったということでございます。

それはどういうことかと申しますと、行動計画というのは中期計画であって、業務をかなり網羅したものにはなっているわけですが、ただ、毎年の重点をすべてに重点があるというわけにはまいりませんで、どこに重点があるのかよくわからないということがございました。

それから、本省におきまして、5年間の基本計画とは別に、毎年の新農政2007だとか2008だとか、そういうような形で、その年の重点というのを作成いたしまして、公表してございます。また、各種予算につきましても重点は毎年変わっていきますし、それから、各年の緊急的な課題、例えば生産調整でありますとか、原油高騰による肥料高騰とか飼料高騰とか、そういうものに対応して記述するようには行動計画はなってございませんでした。

それから、さらに、行動計画につきましては、各部、各課の縦系列で整理してございますので、相互に関連するものであっても、どういうふうに結びついて連携し合っているのかとか、そういうことについてはわからないというようなものとなっております。このため、国民目線に立った、わかりやすい施策の説明資料をやはり各年度ごとにつくるべきではないかということで、今回重点8項目ということで示させていただいたということでございます。

それでは、2ページからその中身についてご説明したいと思います。

2 ページ目ですが、そこに行動重点 8 項目ということで掲げてございます。分類としては、1 つ目が、食の安全と消費者の信頼確保に対する取り組みの強化、それから、2 つ目のグループとして、食料自給率の向上に向けた取り組みの強化、3 つ目のグループとして、担い手の育成・確保と農業経営の体質強化、4 つ目が、農山漁村の活性化への取り組み強化ということで、それぞれそのグループの中で 2 項目ずつ重点というのを掲げてございます。

それから、全体として、下の枠組みで書かれておりますように、現在、農林水産省では事故米等を契機として業務改革等に努めているわけですが、その中で一部の人に意見を聴取するのではなく、偏ることなく国民の各階層と積極的に意見聴取を行い、意見交換を行い、情報をオープンにしてやると。それから、説明の際にはわかりやすい説明を心がけるといってございまして、その一環としても、できるだけわかりやすい資料ということで作ったつもりでございまして、その点についても意見をいただければと思います。

それでは、個別具体的な中身ですが、3 ページに移って、まず、食の安全と消費者の信頼確保のための取り組みの強化ということです。まず、左側の現状と課題ということで、食の安全に対する消費者の高まりということは当然のことございまして、それに対しては農産物の生産段階、それから、食品の製造における生産の段階から安全性の確保が重要ということございまして、その取り組みといたしましては、右のほうに書かれております。要するに農業の生産段階におきましても工程管理手法、いわゆる G A P と言われるものを積極的に導入しなきゃいけないということで、具体的には現在導入がまだ東海地域でかなり遅れてございますので、その導入が遅れている地域を中心に推進したいと考えております。そのための現地調査とか各産地の指導ということを行っていきたいということがあります。

食品製造におきましても、H A C C P というような安全管理手法について指導していきたいと考えてございます。

それから、事故米の不正流通事件であるとか食品の偽装というのはかなり東海地域でも多発してございます。そういうことについて検査を厳格化していかなくちゃいけないということ、それから、やっぱり企業の方々につきましても法遵守ということについて自覚を持っていただきたいということで、政府米につきましても適正な流通のためにマニュアルを現在整備いたしたところございまして、それに基づいて抜き打ち検査等の検査を実施していきたく。それから、表示につきましても、もとより J A S 法でやっている監視とか

指導というものを引き続き強化してやっていきたいと。それから、食品企業へのコンプライアンスということで、研修等、セミナー等を来年度もしっかりやっていきたいということがございます。

それに加えまして、一番右側に書いてございますが、今回の鳥インフルエンザ等の突発的な緊急事案へも素早く対応するという体制を整えておきたいと考えています。

それから、ページをめくっていただいて、4ページでございます。

食料自給率向上に向けた取り組みの強化ということで、まず、自給率の向上につきましては、消費面の取り組みと生産面の取り組み、2面両方が整わないといけないということでございまして、まず、消費面のことを書いてございます。現状と課題ということで、東海地域におきましては、名古屋を中心とする大消費地を抱えているわけですが、地域としての自給率というのは全国平均よりも低いという現状にございます。

また、国全体、また、東海地域もそうですが、国内で自給可能な米の消費量というのは年々減少してございます。かつて120kg近くが、今現在は60kgぐらいということで、平たく言えば、昔は1人年間2俵食べていたのが、今は1俵しか食べていないというようなことでございます。

それから、食生活の乱れといいますか、欠食だとか、あるいは米の消費量が落ちて、肉だとか油だとかの消費が増えている結果としての習慣病の増加であるとか、かたや地産地消というものに関心が高まっているということを受けて、じゃ、どうやるのかということでございますが、右側の取り組みとして、米の消費拡大につきましては、学校給食等の回数を増やすということについて積極的に申し入れていきたいということ、それから、粒だけではなくて、小麦粉等にかわるように米粉食品の普及ということを積極的に推進していきたいと考えております。

それから、地産地消につきましては、これもやはり学校給食であるとか社員食堂、これにつきましても、今年度も働きかけておりますけれども、来年度につきましても、こういう場で地場の農産物を使っていただくように積極的に働きかけていきたいと。

それから、地産地消仕事人と書いてございますが、東海地域では、大府市のげんきの郷の鈴村社長さんが今選ばれておりますけれども、こういった方々の力を借りながら地産地消ということを進めていきたいと。

それから、東海農政局では、毎月1回、地産地消東海べんとうというのを行ってありますが、これも引き続き来年度につきましてもやっていきたいと考えてございます。

それから、食生活の乱れ等ということで、食事バランスガイドを活用した食育ということに関しても積極的にやっていきたいと考えてございます。

それから、今年度、東海版のミニ行動計画を、今日出席いただいている飯尾委員中心に策定していただきましたけども、これにつきましても、この内容を一人一人が行動できることでありますので、積極的にこういうミニ行動計画というものも普及していきたいと考えてございます。

それから、フードバンクと最後に書いてありますが、企業等でまだ食べられるのにどうしても処分しなきゃいけないというようなものを集めて、施設だとかホームレスの人だとか母子家庭だとかに届ける芽がこの名古屋地域でも出てきておりますので、そういうような活動についてもサポートするような活動もやっていきたいと考えています。

それから、5ページに移って、今度は生産面での取り組みでございます。現状と課題に書いてございますが、東海の水田面積、13万9,000ヘクタールほどあります。先ほども申し上げたとおり、その一方で、米の消費量は年々減る一方でございまして、食用の米、水田の約6割で足りるということで、上の水田利用のイメージというところに書いてございますが、6割で足りますので、過剰に作付している部分があると。それから、一方で、白い部分、調整水田とか耕作放棄地等ということで、全く水張りとかで生産調整をやっているような、作付けられていない水田、それから、耕作放棄地というような全く水田が放棄されているような状態、そういうようなものがあるという状態があります。

こういった過剰作付とか調整水田とか耕作放棄地というところに今後は麦、大豆とか飼料用の米などを積極的に作付けていただくような取り組みをやらなきゃいけないと考えておりまして、取り組みのところに書いてありますが、以下のような取り組みを実施するように考えております。

そのところに水田等有効活用対策と書いてありますが、そのような米の過剰作付や耕作放棄地など、麦や大豆、それから、飼料作物などを拡大して作付けるような場合に、単位面積当たり幾ら幾らという補助をやるようなことですか、耕畜連携によって飼料作物であるとか飼料米をつくって畜産農家に提供するような活動に助成するような取り組み、それから、耕作放棄地については、再生した水田をもう一回営農に持っていくときに必要な支援をやるということも考えておりまして、そういうような情報を的確に現場の方に伝えていかないといけないと思っています。

それから、その際にいろんな営農の体系だとか各地域条件が違いますし、皆さん、必要

とすることも違うということで、各地域ごとに処方せんをつくって現場に入っていくということが重要であるということで、今そういうことで進めておりますし、来年度も進めていくということです。

それから、米粉等につきましても、これは作るだけでなく、使っていただかないといけないということで、その辺のコーディネートというところについても協力していきたいと考えてございます。

生産面は以上です。

それから、6ページに行かせていただきまして、担い手の育成の確保と農業経営の体質強化ということです。現状と課題がありますが、就業者22万人ですが、6割が高齢者だということです。一方で、認定農業者は1万人弱、それから、集落営農も今積極的に進めていますが、財務基盤が脆弱であると、新規就農者は毎年300人程度というような状態にあるということで、これらを強化していかないといけないということです。

取り組みといたしましては、やっぱり担い手の中でも園芸とか畜産に比べて弱い米、麦、大豆をつくる、土地利用型の担い手の収益確保といいますが、基盤をしっかりしていかないといけないということで、まずは水田経営所得安定対策に着実に加入していただくという取り組みを積極的に進めなきゃいけないということが1つ。

それから、認定農業者の経営改善とか、そういうようなものを支援するためにさまざまなことをやっていきたいと、それから、新規就農、これにつきましても大卒とかいろいろなシステムがありますが、そういうところへの支援もやっていきたい。それから、今、雇用ということで農業が今注目をされていますが、そういうことで、そこに新規就農の雇用、実践研修のための農の雇用事業の活用と書いてございますが、研修費、農業法人が新たに新規就農する人に研修する場合に月9万7,000円ほど補助を最大12カ月やるという事業がございまして、そういうようなことを活用していただきながら人を確保していくということもやってきたいということです。

それから、最後に、農業経営の体質強化の関係で、農地確保・利用支援事業といいまして、もうやらなくなった人たちの農地などを地域の農地保有合理化法人というような法人が委任とか代理などの方式によって土地を集めて、積極的に使いたいという人に回すようなことも考えていきたいと、そういうような取り組みを全体としてやることを考えてございます。

それから、7ページに参りまして、農山漁村の活性化への取り組みでございます。これ

は東海地域の現状といたしましては、農山漁村地域56市町村あるうち、41町村で現実
に人口が減少しています。それから、一方で、都市住民の38%が農山漁村へも居住した
いという話もあるということです。それから、産業としていろんな食品企業がありますけ
ども、加工とか、そういうものをつくったりとか、それを販売するような販路がないとい
う課題、それから、せっかく農林水産業が盛んなのに、地域の食品産業が使っているのは
輸入物が多いという課題があると、これらをきっちり前者のほうの交流についてはしっか
りやりたいということと、インターンみたいな人を定住させるような取り組みも必要であ
ると。それから、農業と加工業、流通業を結びつけるようなマッチング、そういったマー
ケティングや高付加価値の開発ということを結びつけるような取り組みが必要というよう
なことがございます。

取り組みといたしましては、都市、農村交流のためのいろんな施設を整備するような事
業がございまして、来年度につきましては47市町村でそういった計画をつくっていただ
いて、交流施設などを準備していただくことを考えてございます。それから、子供の体験
学習、農業体験であるとか、そういうものにつきましても各地域で進めていきたいと考
えてございます。

それから、農林業と食品産業との連携につきましても、現在、農商工連携ということで
積極的に進めてございます。現在、19の事例が既に認定されてございますが、さらに来
年度、もっとそれが進むように支援していきたいと。それから、管内で国産原料、産地は
いっぱいあるわけですから、そういうものを積極的に食品産業で使っていただくような取
り組み、交流会であるとか、そういう商談会であるとか、そういうものを通じてやってい
きたいということです。その際、いろんなことで商品開発しますので、ブランドとか知的
財産につきましても考えていきたいと考えてございます。

最後のページでございますが、生物多様性保全の環境対策が5番目でございます。やは
り現状といたしましては、農薬肥料の不適切な使用をしている部分であるとか、経済性や
効率性を優先した農地・水路の整備というような面も依然としてございます。それから、
一方で、種の減少であるとか野生鳥獣の被害であるとかというような現状にあります。

課題といたしましては、そういった面も含めまして、生物多様性の保全を重視した農村
整備であるとか、基盤整備であるとか、あるいは環境保全型農業や有機農業を推進してい
かなきゃいけないんじゃないかという問題意識がございます。

それから、来年10月、名古屋市において生物多様性条約第10回会合、COP10と

というのが開かれますので、それに向かって農政局としても、生産の場でそういう生物多様性ということに配慮したことを取り組んでいるということを積極的にアピールしていきたいと考えておりました、それに向かった作業をしていきたいと考えています。

以上で、この資料1についての説明を終わりました、続きまして資料2、東海農政局の行動計画でございます。これ、全部説明いたしますと時間も足りませんので、今の重点8項目に関連する部分についてのみ説明したいと思います。

開いていただきまして、まず、1ページ目ですが、この中身は、20年度と項目、それから指標等についての変更はしておりませんで、変わってございますのは、21年度活動計画と書いているところが変わっているということです。

具体的に、まず、食料自給率のことにつきましては、2番のところで具体的取り組み内容というのがございますが、21年度活動計画の中で、2の(1)で食料自給率向上研究会の開催というのは、これ、毎年やっているんですが、中身として先ほども説明しましたが、フードバンクという、まだ使える食品を困窮者とかに配るような活動に関して一般の人に理解を深めるような活動とか、あるいは個々の食生活の中で食べ残しとかが今いっぱいあるんですが、そういうのを減らす取り組みを深めるようなことをテーマとして研究会を開催したいと考えてございます。

それから4ページでございます。

食の安全及び消費者の信頼の確保というのがございますが、そのJAS法に基づく取り組みのところ、21年度活動計画の中で、1で取り組みの方向と書いてありますが、その中で出張講座で、事業者、生産者に対して食品表示制度の普及、法令遵守等を推進するということで、コンプライアンスの関係とかということで、出張講座でこういうことも積極的にやっていきたいと考えてございます。

それから、一番下の消費者等とのコミュニケーションの推進というところでは、国民目線でわかりやすく説明できるよう職員の説明能力、コミュニケーション能力の向上を図ることが書いてございまして、下の2の具体的な取り組みで、(6)の職員のコミュニケーション能力研修の実施を新たにやるということを考えてございます。

それから、次のページです。

6ページ、ここは水田農業の経営を中心とした担い手の育成の部分でございます。そこの中の活動計画の2の具体的な取り組み内容の(1)で、いつでもどこでも担い手相談会というのを書いていますが、要望があれば、どこでも開催いたしまして、担い手の申請時に

生産調整部局とかいろんな部局が連携して、局幹部等による地域の農家の方々の意見交換を積極的に実施していきたいと考えてございます。

それから、その下の(5)に担い手の状況等、動向を踏まえた課題とか目標とか取り組み方針を記載する担い手育成カルテというものを作って、各機関と共有して担い手の育成ということを各機関と連携して取り組んでいくということを新たに書いてございます。

それから10ページ、GAP(農業生産工程管理)の導入・普及の促進というのがございます。そこで、取り組みの方向ということで、導入が進まない理由を作目ごと地域ごとに整理して書いてあります。今まではGAPそのものの説明とか、どういうものであるかという説明が主でありましたが、これからは導入が進んでいない地域を中心に導入が進まない理由を整理して、局として方針を明確にしてやると、現場で普及するという計画を画してございます。

それから、最後に13ページでございます。農地及び農業用水等の保全というところで、耕作放棄地のことが書いてございます。具体的な取り組み内容で、今年、耕作放棄地の全体調査をやったんですが、来年度につきましても、そういう調査の年度更新を図る市町村とか農業委員会への支援を行うということ。それから、そういった耕作放棄地の解消事例などの作成・普及というものを進めて、どうやったら耕作放棄地は解消できるのかというような事例を各市町村に示して、解消に向かって推進していきたいということを書かせていただいております。

以上で、行動計画の説明を終わります。

【会長】 ありがとうございます。

ただいま、平成21年度の行動重点8項目(案)と、並びに行動計画(案)についてご紹介いただきました。

これから意見交換に移りたいと思います。どなたからでも結構ですので、積極的にご発言いただきたいと思いますが、皆さん方にご発言いただきたいものですから、1人3分をメドにご発言いただくとありがたいと思っております。特にご指名はいたしません。発言される場合は手を挙げていただければ、ありがたいと思います。いかがでしょうか。

委員、どうぞ。

【委員】 重点項目という説明がありましたけど、実に多岐にわたり、大変なことだと思いました。やっぱりこれでも網羅してない、そして、さらに細かくということになると、限りなく行政というのは大変な役割を担っているとしみじみ思います。本来なら重点項目

というのはもっと絞って、やるべきことも絞ってやらないと、非常に総花的にやらざるを得ない。やるほうも大変ですけども、やられるほうだって大変なんじゃないかという感じがいたしました。

これを続けていていいのか、むしろ東海農政局としては、この地域特性から見て、うちはこのだけをやるとか、3項目ぐらい絞ってやってみるとか、そして、その結果を全国に広く知らしめるというのはなかなかできないのかなと思いました。

それから、こういう時期でございます。一番最初にお話のありました鳥インフルエンザの関係なんですけれども、私はさっぱりわかりません。ウイルスというのは山ほどあるんでしょうけれども、山ほどあるウイルスが本当に悪性化するのかどうかといったこと、本当に悪性化するなら退治しなきゃいけないのでありますが、その可能性というのはかなり強いと見なきゃいけないのかどうか、その辺もしこの機会に教えていただければと思います。ともかくあまりにも大きな犠牲じゃないかと思います。

例えば、鳥といえば、昔はニューカッスル病とか、馬なんかの口蹄病とか、そういういろんなものがございましたけど、それは鳥自体あるいは馬、牛自体の伝染に伴うところの防疫対策。今回の場合は違うはずですね。人間への対策ですから、全く違う。農林だけじゃなくて、厚生省中心で来るかと思うんですけれども、その影響たるや広範でございますので、消費者に対してのPRということも大変重要でありますから、もしその辺をおわかりいただけたら、知らないのは私だけかもしれませんが、お教えいただければと。以上です。

【会長】 ありがとうございます。

個々のご発言に対しては後ほど事務局のほうから対応策等をお示ししたいと思えますけども、最初、委員のほうから発言下さい。

委員、どうぞ。

【委員】 今、ご指摘があったのですが、東海農政局は、国のほうの出先機関でもあるので、どうしても総花的になるだろうと思いますが、同時に、昨年起きました食品の偽装は特に東海地域に多かったものですから、このことを含めて、もっと踏み込んだ対策は東海地域には必要ではないかなと。同時に、まじめに生産しておられます農家の方が、1人の業者の偽装によってすべて信頼を失ってしまうという事案でありますので、これは食品の安全ということは消費者にとって大変重要な事柄であり、昨年起きただけに、この反省をこの管内で重点的な政策として二度と起こさないという堅い決意がむしろ東海から全国

に発信をされることが必要ではないかなと思いました。

それから、食料の自給率であります。前の会議でも申し上げました。ここは名古屋市という消費地を控えており、お示しのように、三重県はかろうじて全国平均になっていきますが、岐阜、愛知、特に愛知は13%という大変厳しい状況でもあるので、これは県の方もいらっしゃると思うんですけども、まず、この自給率が少ない。達成度の低い愛知県が相当腰を入れて、国のほうの方針もあるので、このことにやっぱり愛知は、少なくともこの自給率が、例えば10%台が20%台になるとか、何か1つの目標を持って、全体として国のレベルまでは一挙に行きませんので、愛知は愛知なりの1つの自給率目標達成の作業行程を作っていく。

それは関係機関もありますけども、具体的には、やっぱり市町村に1つの目標を持って、生産の盛んな市町村もあるのですが、また、同時に消費の盛んな地域もある。その辺の問題と、食べ残しの問題も指摘がございますけども、ある程度細かく行政単位でことを進めて、1つの作業行程をお作りいただいて、この自給率の向上を目標に上げることが一番必要ではないかなと考えております。

去年は特にリーマン・ブラザーズの破綻から世界的な未曾有の金融不安が起きてまいりました。同時に、その前は食料に対する投機がアメリカで相当されまして、その影響で食料の一時的な高騰があった。また、燃料の一時的な高騰もありました。そういう世界的な背景の中で、かなり生産者も、食料関連企業も大変経営に困難をされた一時期がございました。

まじめに食料を生産し、少しでも自給率を上げようという取り組みをしてきましたが、やっぱりこれはグローバルに食料の生産と世界の経済の動向を考えないと、日本だけでは十分な施策と答が得られないのかなということ、去年の例を見て、強く感じました。

その辺がもう少し政治的に資材や食料の投機高騰というものの背景を十分私どもも承知をして、まじめに生産される皆さんがこの農業に対します責任を果たしていただくような体制というものを作っていかなくちゃいけないのかなということ強く感じました。

それから、最近の雇用不安から、特に製造業があのような派遣社員の解雇という事態になって、農業の分野でひとつ受け入れんかという、余ったから受けるということでもないでしょうけども、その辺のことが私どもの各市でも新しく研修や、あるいは水田等の借地等の計画を新年度からやるんですけども、これは私の近くの豊田市、刈谷市も既に進めており、ただ解雇されたからすぐ農業に従事するということは簡単にはいかないんですね。

それはそれなりの覚悟と、やっぱり1つの研修をしていただいて、本当に将来製造業から農業に携わって、自分は経営主となってひとつ頑張っていくという、それだけの本人の覚悟はもちろんのこと、家族もそのような覚悟がないと、簡単に農業の分野で余ったから受け入れるという安易なものじゃないと私は思うので、その辺のことがいろんな雇用不安の中での受け皿として、十分ひとつルールに基づいたご指導なり、あるいは現場での受け入れ態勢を進めなきゃいけないなということを特に最近感じましたので、その4点について、私の意見とさせていただきます。

【会長】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ、委員。

【委員】 それでは、何点かお話をさせていただきたいのですが、まず、今、杉浦さんからもお話がありましたけども、雇用不安ということで職を失う方がおみえになるということですけども、私も同意見で、急に、例えば私が今この職を失ったからといって、すぐに例えば、おまえ、漁業をやれといって、ずっと返事ができるかということ、多分できない。自分自身そう思っています。

そうすると、そういった今1次産業、農林水産業というようなところに職が、そこで働く人々がとても少ない、全体の4%しか農林水産業に携わっていないという現状が確かあったかと思うんですけど、それを、じゃ、どうやって改善していくかということ、例えばもう少し僕ら、私はもう30を超えちゃっていますので、若い大学、高校、そういったところから何らかの行政なり、学校、大学、高校との連携をとって体験学習をやるとか、そういった若い時期での連携をして、今後、これから10年後、20年後を見据えた連携をとっていくということが、そういった産業、今は第3次産業に多分偏っているのかと思うんですけども、移行をする。連合も言っておりますけども、新たな雇用の創出という意味でも、そういったことをやっていったらいいんじゃないかなと思っています。

あと、重点項目8項目ということで、ここに掲げられているわけですけども、やはり行政なので、例えば安全というものは1番なのかなと思うんですが、どちらかということ、何か事件が起きたから、こういう対策をやっていますよって、これ、掲げざるを得ないからこうなっているのかなと思いますが、やはりこの中で、例えば今の日本に一番足りないのは何なのかと考えたときに、今も言ったように、農業の担い手の育成確保、農業経営の体制の強化といったこの部分が一番大切なんじゃないかなと私自身は思います。なぜかとい

うと、それができれば食料自給率の向上にも必ず影響すると思いますし、担い手が増えて、そこが活性化すれば、必ず働く人たちのプライドも生まれ、そして、食の安全も守られるようになるんじゃないかなと思いますので、この位置づけが、私のとらえで、1、2、3、4、5、6で、1番が安全、2番も安全、担い手が5、6というところに来ていますので、もしかしたらそういった順番づけはないのかもしれないのですが、やはりこの部分に力を入れることが、ある意味いろいろなところに波及をしていくという意味では最も大切なんじゃないかなというふうに見て思いました。

あと1点、例えば先ほど言われましたけども、たくさんあり過ぎるんじゃないかということもありましたが、例えばこの食育といったことでも、だれにだれがどのようにやるのかということが、おそらくこの中でも意思統一がされていないし、世の中の人もわかっていない。例えばこれをどうするのかということ突き詰めれば、すごく大変なことであると思います。

例えば学校で食育をやるとなっても、学校現場はいろんな教えることがありますので、そう簡単にはできない。学校からの反発、こちらからの押しつけではなかなか学校現場の理解は得られないし、そんな時間数もないといったところで、この言葉1つとってもさまざまな課題があるかなと思いますので、やはり厳選すべき。先ほど言われたように、何か重点なんだけども、特にこれとこれとこれと、重点の中の重点と言ったらちょっと言い方がおかしいのかもしれないんですけども、そういった方向性でまとめたほうがいいんじゃないかなと思っています。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

委員、どうぞ。

【委員】 現場の声として、担い手ということに関して1つお願いというか、あるんですけども、うちの娘は4月から岐阜県の農業大学校に進学することが決まっていますけれども、今、こういう担い手として農業ということに入ってくることはいいんですけども、現状、子供を育てている子育て世代の家庭で、専業農家の方が子供の学費すら出てこない状況で、若嫁さんたちがパートに出ているような状況というのが現実なんです。

岐阜県でも加子母というところは「かしもトマト」の産地で、40年以上の産地なんですけれども、ブランド化されている、そういう産地ですらもそういう状況で、これって去年でもそうなんですけれども、農産物の価格がとて安過ぎるんですよね。いろいろこう

いう支援として資金面でバックアップをしてくださっているということは大変ありがたいことだとは思いますが、ほかの事業者というか事業とはちょっと違うということ、消費税とかということでも非常に生活の家計を大きな圧迫というか負担となっております。健康保険料とか、本当に国民の義務であるということにはわかっていますが、こういう負担というのを農業に限ってとは言いませんけれども、軽減できるようなそういう方向ということには検討していただけないものかということに非常に、私も子育て世代でありますので、思っております。

あと、食育というふうにこちらの重点8項目のほうの4ページに出ておりますが、私たち、よくうちの主人とかと話をするんですけれども、この食育ということ、農教育というか、農業が抜けちゃっているんですね。ですから、せめてこの東海農政局というか、農林水産省で出される資料には、この「農」という文字を抜かないように、食育というふうに食べるだけでなく、それが農業につながっているということを意識していただくとちょっとうれしいかなという、これは農家の思いですけれども、以上です。

【会長】 ありがとうございます。

どうぞ、委員。

【委員】 農地・水・環境向上対策が始まりまして、ちょうど2年経ったわけなんです、私どもの組合もこれを第1に取り上げまして、エコファーマーの取得をし、そして、生産にかかったわけでございます。

そういった中で、私ども、取り組んだときに50%の化学肥料、農薬をカットしたという特別栽培米にかかったわけなんです、品種が、岐阜県はご存じのように、大体80%が「ハツシモ」というお米の品種を生産している。そういった中で、消毒がされない、できないということで、非常に病虫害にやられまして、一昨年は大体10アール当たり3俵から4俵といったような状態でございますし、昨年度は大体4俵ぐらいがとれるという状況でございます。

そういった中で、例えば10アール当たり、2階の部分で7,000円やるよというアメにつられて、それに飛びついたわけなんです、これの一番の骨子は何であるかといったら、農業者がいかに化学肥料、農薬を抑えるかということに重点があるかと思うんですが、やはりそれではいくら担い手育成というきれいな文字を並べられても、実際には経営が成り立っていないというのが現実でございます。

2年経ちましたので、この辺のところ、やはりこの地域、例えば2階部分のお米の生

産、水田の管理をしている地域がどのような品種をつくり、やっているかというところを見直してもらって、その辺のところの緩和をしていかないと、1階部分はもうスタートしていますから、これはいいと思うんです。2階部分の一番肝心の大事なところが、もうこの2階から降りますよという現状が、特に岐阜地域では出てくるのではないかなと私は思っております。

それと、もう一点ですが、調整水田とか作付放棄田を何とか解消できないかという提示がございました。その中で、私どもの地域はまだまだいいんですが、その隣の岐阜市へ入りますと、納税猶予を受けた土地がたくさんございます。この納税猶予を受けた場合には、自分で農業をやるよという前提のもとに納税猶予を受けている、だから、何ともしようがないということで、非常に放置水田が目立っている。この辺のところを何とか税務署と農政局と打ち合わせしていただいて、その辺のところを解消していかないと、やはりその地域の担い手として活動しようとしても、どうしてもそこに病虫害の巣ができちゃう、野鳥が摘んじゃうということになってくると思いますので、その辺のところもひとつ加味していただけたらと思っております。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

では、委員。

【委員】 私も生産現場からお話しさせていただきます。

今の後継者育成の件なんですけど、私のところも息子が4月から、役場へ勤めておったんですけども、辞めて後を継ぐことになりました。18年、19年、20年、後を継がせてもいいんだろかというような過酷な現状を維持してきて、今に至っているんですけど、息子がやってくれるというので、踏み切りました。

従業員を1人減らしてということをやったんですけども、そのときに農政局、それから、国のほうから借り入れの支援事業で、緊急飼料対策の利息の1.2とか1.3とか、そんな安い四半期ごとの借り入れの制度があったんですけど、話ありまして、私のところもすぐに飛びつくように機会を見てお話ししました。そうしましたら、扱うところが銀行ということで、農業団体のほうへは通知は来ているんですけども、農協へ行っても、こんなの誰もやっていないよとか、私らよりも知らなくて、向こうの事務方のほうがもう何か借り手は要らないというような感じのことが多かったです。

そして、今度、息子がやるということで、18年、19年、20年が大変えらかったの

で、借金をしながら現在に至っていますので、息子がするときちょっと今までの借金を畜特資金というのがあるので、それで巻き返してちょっと長期にしてもらいたいと。そうでないと、役場はやめたが、給料のないところへきて、今の現状ではなかなか生活していくということが難しいような状況ですもので、畜特資金の借入れを申し込みましたが、それも農協でエサをとってないというところから始まっているのか、どうも借入れに関してもノーという感じでした。

それで、この辺、借入れできるのにできない。制度があるのに制度を活用できない。これが今の現状です。それで、日本政策金融公庫のほうでセーフティネット資金というのがありまして、それを今回やっと借りられるようになりまして、息子に受け継ぐ未払い金の処理にそれで充てたような状態なんですけど、まだまだ厳しくて、畜特資金なんかもうちょっと活用させてもらえないのかなというような現状です。

それで、農政局のほうからももう少しわかりやすい貸し付け、飼料高騰の特別貸し付けは資料が大変複雑で、緊急なんですから、もうちょっとえらいときに貸すという制度ならそのようにしていただきたいなということで、銀行とか農協とか信連の方が、まだ最近説明を聞いたというだけで、もう2年も前からあったのに、結局私らはその間ずっとその制度を使うことはできませんでした。緊急の場合は緊急の貸し付けがもうちょっと簡単にできるようにしていただきたいなということを思いました。

それから、鳥獣害の被害なんですけど、これも都府県対策で酪農家は助成いただきました。四半期にわたって、もうこれもなくなるんですが、その基盤整備ということで牧草も植えるようにしたんですが、1町歩、ソルゴのイタリアンの種をまいたんですが、もうシカのエサ場です。毎晩、10やもうちょっと以上のシカが牧草田へ入って、多分芝生みたいに、どれだけ日経っても成長しないんです。大きくなってくるとシカがエサにしまうもので、ちょうどゴルフ場の芝生みたいな状態がずっと続いています。

それで、鳥獣害の対策が助成的な部分でできれば、水田を作っている人は町とか県のほうから今いろいろ申請して柵を作ってやっていますけど、あまり面積の広い牧草田、何丁もの牧草田ですと、自己資金でなかなか鳥獣害の対策というのが難しくて、種をまいて成長を待つという間に、もう収穫できずにとというのが現状ですので、その辺の対策、何か考えていただきたいなと思います。

それから、フードバンクについてなんですけど、お話ありましたけど、これも今賞味期限とかがあります。昨日でしたか、ラジオでフードバンクができましたということで、食

品会社とかで、賞味期限内であるが、型が崩れて販売できない商品とか、そういうふうに限られていました。ここまで食べ残しとか、今日は話が出ていますけど、食べ残しの限度というんですか、賞味期限が過ぎていたらフードバンクにできないのかとか、その辺具体的なことは出ているんですか。あくまでもラジオで聞いた感じでは、フードバンクの基本は、賞味期限が切れてないけども、スーパーとかへ食品会社が型崩れで出せないものとか、そういう規定というか話が出ていましたので、私たちとかが簡単に自分のところで作った野菜を提供したいけど、どこへ持っていったらいいのかもわかりませんし、そういう生ものというんですか、キャベツとかいろいろつくっていますけど、そういうものなんかはどういうふうにフードバンクに届けられるのか、生ものはだめなのか、その辺の具体的なフードバンクのあり様が出ていないもので、ちょっとその辺お聞かせ願えませんかと思います。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

委員、どうぞ。

【委員】 すみません。では、先に発言させていただきたいと思います。

私、消費者という方からちょっと発言させていただきたいと思います。

本当に皆さん、いろいろ工夫していただいて、飼料とか、本当に資材の高騰の中、努力していただいているというのは本当にありがたいと思っています。

それから、今回いただきました資料が国民目線というんですか、消費者目線に非常に近いということで、安心・安全を一番に取り上げていただいたというのは、私たちはすごく身近になったなという感じを持たせていただいております。ありがとうございます。

それで、消費者の声ということでお伝えしたいと思いますのは、1番に、安心・安全の声が出たと。この声をどこから拾ったかと申しますと、私ども、愛知県連の生協なんですけど、今年中にできれば三河市民生協と合併を予定しておりましたので、今一緒に新春アンケートということをして、組合員さんに合わせて37万人ぐらいに一応アンケートをとろうとしたのですが、実際返ってきたのは7万7,000(めいきん61,000、みかわ16,000)ぐらい返ってきたので、なかなか正直言って万を超えるようなのは普段返ってこないんですけど、大きな声で返ってきたなと思っています。

その中で、1番の声は、今申し上げた安心・安全。これを何より大切にしてほしいというのが95%(みかわ87%)の声でした。2番目の声は、80%(みかわ77%)で安

い価格で、やはり今の雇用情勢といえますか、そういうものを反映しているんだろうと思います。そして、3番目が地元の産物を広げたい、地産地消というものを大事にしていきたいという声で70%（みかわ74%）で上位3番目。

この声からいきますと、安さというのは2番目に来ているんです。前は6番目ぐらいだったんです。これだけ厳しい暮らしになってきたんだと。皆さんご存じのトヨタ・ショックということで、三河さんも私どもめいきんの間のエリアなんです、両方にまたがっている組合さんが多いものですから、これを機に一遍に利用が減ったんです。仕事を失って、家も失って、そして、食べる物どころではないという方が結構多くなってきたと実際には聞いております。

その中で、私ども、ご苦労は一方でわかりながらも、やはり土地と家があって、作ろうと思えばつくれる土地があるのにとこの見方を、正直言って声を出される方もいらっしゃる、そういう意味では、土地、水田、特に本当に有効利用していただきたいという思いは持っておりますので、作られることが大変なのは本当に皆様にお話を伺って大変だと思えますけれども、やはり住む家もなくなっているという方から見ると、もったいないという思いがします、いかにして休耕田等をなくして、放棄地もなくして利用できないかなという思いでおります。

それと、併せまして働くということです。雇用という問題からいきますと、先ほどおっしゃられたように、いきなり失業したから、じゃ、突然農業できますかと、それはできませんので、まずは教えていただくところからしか入れないかもしれません。やはり食というのは、これからずっと続いていきますから、農業というのは本当にある意味失業がない業種という考え方をすれば、なくなるものではないのではないかなと。あとは働き方であったりということはあるかもしれないのですが、そういう意味では日本の中で本当に大事にしていかなければいけない業種だと思っております。やはり命をはぐくみ、本当に生み出すもとなっていていきますので、そういう思いで私たちはこういう会に参加させていただくことによって私たちの思いを伝え、それから、私たちが何ができるかということは今考え始めています。

ちょっと資料が少なかったので、皆さんにお配りできないので、お話しだけさせていただきたいのですが、3月15日ですが、「食と暮らしの未来をつくる！」というフォーラムを東海交流フォーラムというのでやろうと予定しているのですが、その中に、先ほどお話しの中に出てきましたように、20年休耕田だった田んぼで悪戦苦闘。そして、よみがえ

った田んぼでたくさんの人と自然のつながりができ、こういうテーマが入っております。やはりただ食べて、安くてというだけの思いではありませんので、やはりそのようなことを私たちが生きていくために必要なことをお願いするだけではなくて、私たちが何を伝えるかということで、こういう学習会をしたり、一緒にやっていきたいという思いはありますということだけはまずお伝えしたいと思って、発言させていただきました。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、委員。

【委員】 私、これで2年目ですけど、今年の東海農政局重点項目というのは本当に国民目線でわかりやすい。去年まではここでいろんなお話をさせていただいておったんだけど、どちらかというと行政の方がつくられて、国民としてはようわからんといったところで、水谷先生からはちょっと多いのではないかというお話があったんだけど、要約すると4項目です。4つに集中してやるといったところで非常にわかりやすく、非常にいいのではないかなという印象を持ちました。

私からは、特に先ほどから出ている、一番最初にも掲げている食の安全と安心といったところで、我々小売業のところでも、お客さんに毎日接するところでも、非常にこの辺のところの関心が強いといったところで、ややもすると中国だとか海外の商品から発したところと国内のところでは偽装のところではないかなと思っています。

今年の取り組み、食の安全確保についてといったところで取り組みがずっと羅列されておるんですけど、これが国民に、消費者に見えんとわからんので、消費者は、ただ、こんなことをやっていますだとか、後から後づけでいろんな話をしておっても、なかなかご理解していただけないといったところで、これだけいろんな項目にわたってきちっとやっていくという今期の行動重点目標を掲げられてやられるなら、ぜひこんなことを的確にやっていますといったところを消費者の皆さんにきちっとお伝えすることが、ただやっているだけじゃなかなかご理解していただけないと、不安が解消できんといったところになるうかと思しますので、ぜひその辺のところを忘れずにやっていただきたいといったところが1つと、あと、食育の問題につきましては、時間がかかる問題です、これ。1年、2年で簡単に片づく問題でないと思います。教育のところから、生産者のところから、製造者のところから、小売のところから、やっぱり食を通じて健全な体、精神、体育をきっちりつくる1つの大きな要素だと思しますので、この辺につきましてもいろいろとご協力をいただいていますので、企業の方、生産者の方とともに、行政の方とともに地道な活動だと思

いますけど、いろいろご支援をいただきながらやっていきたいと思っています。

1つだけちょっと聞きたいのですが、ついこの間も愛知グランドホテルのほうで地産地消のいろんな展示会みたいなものが企画をされて、我々のところと接点をつくっていただいたんですけど、その辺のいろいろ地産地消についてとって学校給食だとか弁当だとか、その辺で使うといった以外のところで、どんな形でだとか、どんな方法で、さらに広く行政として接点をつくっていくかといったところについて、ぜひ計画があるなら教えていただきたいと思います。

【会長】 委員、どうぞ。

【委員】 私も一言だけ、行政の立場から、末端行政を預かっていますので、その立場から一言だけお話し申し上げたいと思います。

まず、今の委員さんも言われましたように、私もこういう場にお邪魔させていただいて、農政局から出させていただいておりますいろんな資料が大変わかりやすくなってきたということ、本当に感謝しております。

それと併せまして、実は、今、食料・農村・農業のこの地域は、これから農業はどうなっていくんだろうということで、非常に不安を持っております、現実的に。まず、この間、私のところ、私の町の水田農業推進協議会がございました。そのとき東海農政局から課長、また課長補佐の皆さん方が来ていただきまして、本当に親切丁寧にいろんな問題点に対して説明をしていただきました。集まりは水田農業の関係でございますので、担い手の方とか、それから、集落営農の組合長とか役員の皆さん方の集まりであったわけですが、いろんな問題を抱えておるわけでございますが、生産調整の中の立場から東海農政局の皆さん方が本当に親切丁寧に説明をしていただいたということで、本当に感謝を申し上げます。

これは地域のいろんな形で、これから農業はどうなっていくんだというひとつの不安のことも解消する意味も含めて、意義のある協議会でなかったかなと思っておりますので、これからも引き続きまして、わかりやすい形で結構でございますが、できるだけ機会がとれるならば、農政局の職員の皆さんは大変だと思うんですけども、現場にもぜひこれからも来ていただきまして、いろんな委員の皆さん方からいろんな問題が出ておりますけども、お互いの同じ立場でこれをどうするかということ、いろんな議論できる機会をぜひつくっていただけるとありがたいかなと思っております。まず、お願いでございます。

併せまして、もう一点、食料自給率の関係で、これにつきまして一言現場の声といいま

すか、現場の今の状況はどうなっているかということを知りたいんですけども、今、私の町では、農業をやっている生産者の皆さん方が1つのコミュニティービジネスという形で食の関係につきましての食の農村レストランとか、それから、1つのお店でお総菜店をつくったりとか、そんなことを実はやる方が増えてまいりました。

そんな形で現場へ行ってみますと、農村レストラン、いわゆるパイキング方式なんですけども、昔からつくっているいろんな料理を、地元の農畜産物を利用した形で料理をつくって、パイキングで売っていく、そういうような形とか、そして、昔からあったお総菜、それらをそこで販売していくとか、そんな形が非常に好評をいただいております、その時期になりますと、店があくまで、席があくまで待っているという形で本当に盛況でございます。

そして、そこへ来てもらっておる人の状況を見ていますと、女性が非常に多いんです。ニューファミリーの皆さん方から中年の女性の皆さん方、本来からいますと、家庭でみんな一家団らんで自分のところでとれたものを自分のところで料理をしながらかかわっていただける、中心になっていただける主婦の皆さん方が非常に多いということでございます。

現実的には、私は、実は本来食べ物というのは、家庭全体がゆっくり団らんの中で自分のところでつくったものを自分のところで食べる、そういう形が望ましいと思うんですけども、今の状況から見ていますと、もう既に私どもの町におきましても、だんだんと都市化をしてまいりますと、おのずとそういうような形が、もう簡単に買って来て、食卓へ並べたいようなお総菜の関係がこれからますます増えていくんじゃないかなと思っております。

ですから、この食料自給率の問題とあわせて食の安心・安全の問題も今もいろいろ議論されておりますけども、そういう形からいきますと、やっぱりこういうようなシステムをもう少し、私どもの町だけではないんですけども、東海の農政という立場から積極的にこういうことをPRといいますか大々的に広げていくようなことももっと必要でないかなと。

いわゆる安全・安心の食料を使ったこういうようなレストランなり、また、そういうようなお総菜を販売するような店といいますか、農家の皆さん方の組合、いろんな組織でも結構でございますが、そういう中で販売というか、そういうコミュニティービジネスを広げていくというか、そんなことが食料自給率の向上にもつながっていくようにも思いますし、もちろん安心・安全な食料を提供するということにもなると思います。

いろいろな面でいいと思いますし、また、地域での農業という立場でなしに、いろいろな総合的な形の担い手になってもらう人を、また、なっただけのような組織といいますか、農業集落組織といいますか、農業生産組織といいますか、そういう組織の中でそういうような店をつくったりしながら、より自立できるような農業、自立できるような農業組織になるんじゃないかなと思っておりますので、そこら辺もこれからいろんな形で生産者から、また消費者の皆さん方、いろんな方々がそういうことを協力していくというか、そういうことも必要ではないかなと思っております。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

では、委員、どうぞ。

【委員】 私もこの委員を務めさせていただくようになりまして2年目になりますけれども、その間、特に農業・農政に関する問題が本当に多く発生した時期だなと思っております。やはり食肉偽装とか食品偽装とか、それから、事故米が流通した実態をお聞きしますと、本当に怒りさえ覚える驚きの実態というのが私ども、わかるようになりまして、やっぱり国民とか消費者というのが農政に関してかなりいろいろと目が厳しくなったと思っております、今まで以上に農政局の役割というのが重要だなと思っております。

その中で今回農政局の行動重点8項目というのと行動の案というのをお出しになっていらっしゃるんですけども、先ほどどなたかもおっしゃっていましたが、大変これ自体はきれいにまとまっております、わかりやすく、なお8項目の後にカラーでいろいろわかりやすく説明されています。これ自体はわかりやすいなと思うんですが、これは正直申し上げまして、何とかします、何とかを図りますという非常に前向きな抽象的な表現だけの空虚な感じに聞こえます。例えばですけども、食の安全と消費者の信頼確保に対する取り組みの強化ということの1番に関しては、どれぐらいの予算をつけて、どのようになさるのかということが、外に出せないこともあるかもしれませんが、せめてここの委員会のところにはおおよそどれぐらいの予算でこれに取り組むのかということがわからないと、資料としては完璧ですけども、中身がないものになってしまうのではないかと懸念を非常に抱いております。

例えば、この中で食育とか、そういうことが書いてありますし、ここの中のどれでもいいんですけど、その中で一体どれぐらいここに予算をつけて、どのように取り組むかというのがわからないと、これは資料としては完璧ですけども、かなり生産者とか農業と

遊離した、提出物としての資料としか見えないという部分もありますので、やはりそのあたりにつきまして、もう少し詳しいデータというか、細かいことを書く必要はないと思うんですけども、どれぐらいの予算をつけて取り組むのかということがわからないと、大変結構で、ご立派ですという以外はコメントのしようがないかなと思いますので、そのあたりをつけていただくと非常にわかりやすいと思います。

ここに私が思いますのは、予算がつくと、重点8項目は多分全部できないだろうと思っておりますので、その辺も含めてご説明いただければありがたいなと思っております。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

委員、どうぞ。

【委員】 私も食品産業なものですから、輸入量が増えたのは、我々食品産業が影響しているんじゃないかと思えます。この中で、やはりコストの差、今の部分で非常に大きなものがあります。それから、今、農業が自立できない状態にあるという大きな問題を抱えているかと思えます。

どうやったら農業が儲かるのか、愛知県で農商工連携で動いている部分で、やはりこの近郊ですと、ほとんどが住宅建て、借家にして貸したほうが、体がえらくなくてもうかるよと、こういう話になってくるんです。そうすると、大都市近郊については、はっきり言ってそれで良いのではないかと。本当に農業で食っていかなければならない地域に、きちんとした形をもってやっていくことが重要じゃないかなと思います。

農業と食品産業との連携の促進の中で、実際、食品産業が動いて、すぐ儲かりません。でも、やはり農業を活性化させるということで動いております。

この中で、地産地消という話もあります。先ほど長谷川委員が言われました、地域で道の駅とかそういう直接農水省がやっておられるような施設での販売というのは非常に伸びていると見ています。いろんなところでできて、また、その中での販売品目で非常におもしろい商品が並んでいるのも見ています。そうすると、農業と食品産業との関係でいくのか、地産地消の中でやっていくのか、農商工連携でいくのか、この3つの選択肢は、先に手をつけたところがそれを選ぶという形になるのかどうか、そういった部分がちょっと不透明だと思います。

農商工連携で動きますと、はっきりいって経済産業省は、動き方がものすごく早いです。売れることより数を出すことを勝負しているような感じですか。我々農から考えると、地元

にまず作物をつくっていただくこと、そして、何トンまでできるんだ、じゃ、その範囲の中で考えようという動きをしていますので、やはり1年、2年とかかりながら、今進めている部分があります。

一番はっきり数字として実績が残っているのは、長谷川委員が言われたような、地元でやって、地元で売っているというのが、この辺の実績というのは評価対象に入っていないような気がしますので、これは確実に作物として売っていますし、でき上がった商品、品物として売っていますので、これは大きな貢献をしています項目に入っていないというように感じましたので、その点よろしく願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

委員、どうぞ。

【委員】 最初に、会長が柱について整理されまして、それをもとにして展開をしていくと有意義な時間がとれるんじゃないかというお話でしたので、それでちょっと整理をしながら意見を申し上げていきたいと思うんですけども、まず、家庭、消費者のとるべき対応はどのようなことなのかということで、家庭でそういうとるべきことを学習してもらうために、先ほど来、さまざまな委員から出ております食育というものが上げられてきていると思うんですけども、これにつきましても、これが出てきたときからずっと申し上げているように、一過性のものであってはいけないと。ただ、出前授業とかそういうことではなくて、継続してこれを教育という立場から実施をしていくことが有効であるという意見を申し上げてまいりました。

そうすると、今年の学習指導要領のところから小・中・高でも食育をやるようにということが学習指導要領の中に明確化されましたので、来年度からもう早速小学校、中学校では食育を授業の中に取り入れていくこととなります。そこで、現場の先生、それぞれ学校においても温度差はありますが、どのように食育を展開していったらいいのかということに困っておられるのも現実です。

ここで、食事バランスガイドの普及ということが指標になっておりますが、私は、この食事バランスガイドは食べるという視点に立った指標であって、やはりどなたかおっしゃられましたように、食の教育という意味では、生産と、そして流通、どのようなものを買うのか、そして、どのようなものを食べるか、生産、流通、消費といった一貫した教育プログラムの作成というようなものに積極的に関わって行って、それを提示していただけたらと思います。

それで、先ほど来、多分時間がなかったかと思いますが、その生産の部分につきましては、教育ファームがどのような状況になっているかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、2番目の柱として連携ということが出てまいりました。この連携につきましても、地産地消の中の重点項目の中に地産地消仕事人の選定、活用、それから、地産地消東海べんとうの実践というところが記載されております。これは多分、例えばどこか企業との連携だとか、そういうところがあるかと思いますが、これ、具体的にどういうところを意識した連携なのかということの案があるかと思いますが、お聞かせいただきたいと思えます。

それから、3番目といたしましては、この時期なので、もう一度お聞きしたいんですけども、重点項目のところに農薬、肥料、飼料の適正飼料の徹底というところで、さまざまな使った薬品だとか肥料だとか有害物質の実態調査を実施しということが記載されていますが、これはどれぐらいの頻度で行っているかということもお聞かせいただきたいと思えます。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

委員、どうぞ。

【委員】 すみません、初めて参加させていただきまして、皆さんの本当にいろんなご意見、大変勉強になっておりますが、消費者といたしましては、やはり物を買うのに安く良いものがないということなんですが、私の父も畑を借りまして、作物をつくったりしているんですけども、とても大変なんです。それを農家の方が一生懸命やられて、お安い値段で売られるということは、先ほどおっしゃったみたいに、なかなか大変なのかなと思うので、私たちは安くていいものがあるんですが、その辺はどのようにしたら農家の方がもっと農業に専念できるかというのが、私もどういうふうにしていいかわからないのですが、主婦としましては応援をしたいなという気もいたします。

以前、テレビで農業を会社組織でやって、とても儲かっているのを見たんです。ちょっと会社の名前は忘れてしまったんですが、企業化すればそういうことができるのかどうかというのもちょっと正直わからないんですけども、そんなふうに農業の方を応援してあげたいなということが考えました。

【会長】 ありがとうございます。

あと、お一人、予定した時間もぎりぎりのところですけども、委員ございますか。

【委員】 済みません、遅れてきたので、この間も同じようなことを言っていましたけど、済みません。

私、これ（重点事項）を作っていただいて、とてもよかったなと思っています。ここで言ったことというのが形になるんだなということが、僕、6年目か何かですけども、非常に具体的な形で腑に落ちました。

東海らしさというのが出てきたと思います。国の施策を、ある意味霞が関で決めたことをこちらにお届けにならなきゃいけないという、そういう部分はあるんだと思うんですけども、東海らしさというものが出てきたかなという感じがします。

ただ、これから、今まではどうだったかわかりませんが、国でつくるシステムというのも大事なのかもしれませんけれども、できれば本当に東海なら東海の農業という、一般の消費者の方に地産地消と言っているわりには、生産の側でそれを意識しているのか、その地勢学的な問題や気候の要件というのを意識しているのかというのがどの程度なのかよくわかりませんが、もっともっと東海らしさを出していいんじゃないかと。システムアップというのがやはり行政だとか政の役割だと思うんです、1番には。

ですから、その辺をもう少しこの地域の問題として、局長も目まぐるしく変わられて、なかなか大変かと思うんですけども、ここにおられる間はより一層そういう部分に力を入れていただいて、また、どこかへ行かれたとしても、東海のこの地域に関わっていただけるような、そういう継続があったらいいなと。

確かにまだまだ抽象的な内容というところもあると思うんですけども、それはこれからもっと考えていただきたいというのと、両方突き合せてみれば、具体的な内容、こういうことをやりますという、金目の数字を入れるかどうかは別にして、それも書いてありますし、よく読めば段々わかるようなものだなという感じです。

システムアップと、もう一つ、カスタマイズということもやっていただきたいんですけども、それは2つ大きく分けて、昔は多分農政局の仕事というのは、大きく言えば農家のお世話とか農家の支援だとかという、そういうことだったと思うんですけども、消費者という要素がこれからどんどん大きくなっていきますので、政策的な部分とは別にもう少し、せっかく地方にこれだけきちんとした局があり、これも昔から申し上げていることなんですけれども、消費者との接点が唯一具体的にある唯一の霞が関の出先機関だと思うんです。だから、そういうところを利用してプレゼンスを高めていただきたいと思うんで

す。

比べるのも何かかもしれませんけれども、やっぱりどこでも今はトップの方が、東国原さんみたいな方でも、トップとして前面に出てきていると、庶民目線で前面に出てきているというところを見れば、それはそれで評価されるし、メディアもいいも悪いも取り上げます。ですから、もう少し東海農政局の顔としても、消費者のほうに対して訴える部分に関しては、例えば局長なんかは喜びを着て、ユニーさんの店頭をおかりして、地産地消レストラン東海農政局軒なんていうのをつくって、そこで「いらっしやいませ」なんてお迎えをすることができるのかどうかは別にして、そのくらいのことがあっても、もっと強烈なアイコンになってもいいと思うんです。

そういう成果や計画、絵空ごとでもいいかもしれませんが、まず、最初は。それがこういう文書の中にあられてくると、一般の人も、これ、もう一つ意識しているのは、ここでは出ていませんでしたけども、傍聴人に開くとか、そういうことをどんどんやっていくべきだと思うんです、この会自体を。そういう受けをねらうというのもよくないかもしれませんが、本当に消費者の目線を意識した、一般の受けを意識した部分というのもあってもいいのかなと、それはとりもなおさずわかりやすさにつながっていくような気がするということです。

全般的には随分、多分2年前のものとは比べたら、本当に日本語だと思います。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

以上、一わたり各委員からご意見、ご提言をいただきました。

幾つか質問がございました。それも含めて、事務局のほうからお答えいただけますでしょうか。

【東海農政局長】 最初に、1つは8項目についての考え方で、もう少し絞り込んでどうか、対外的に言うときに、確かにスローガンでいうときには3つだとか5つだとか、8つはやや多いのではないかというご指摘かと思います。

私どもが抱えている仕事をいかにコンパクトにわかってもらうか、自分たちが何に力を入れているかわかってもらうということで、実は、1つは、A4、1枚以内に必ず書く、これを2枚も3枚も読めない。だから、1枚でまず何をやるかを書こうではないかということで、これでもちょっと字の数がやや多いかなという気はするのですが、私どもとしては最大限ぱっと自分たちが何をやるか、重点として、今本当に取り組まなきゃいけないこ

とを実はコンパクトにしたということで、例えばもう少し絞り込めないかということもあるんですが、先ほど言ったように、ここで言えばかぎ括弧に書いてあるように、大きく言えば3つぐらいにはなってしまうんですが、ただ、それだとちょっと中身が、実際に自分たちがやるということを織り込むには、絞り込めば絞り込むほど抽象的にややなるのかなという、そういうところもあって、実は、自分たちがやる施策、取り組むことも入れてという点では実は8つぐらいになってしまったということで、ちょっと重点として、考え方として、かなり我々としては苦労してやったということで、ご理解をお願いできればと思います。

ただ、先ほど予算も少し書かないと、施策として本当に何をやるのということがわからないんじゃないかというご指摘もあったんですが、実はそれがまた一つ一つ予算とか事業名を入れていきますと、これが何ページにも実は後ろの計画のようになってくると。一つ一つの項目に対応する予算を入れるというのは非常にまた煩雑になってしまう。だから、逆に言うと、それをカバーするために後ろに実は表をつくって、少しその中身をわかりやすくしたということなので、ちょっと予算とかそういう主なものは、例えば後ろに図の入った説明がありますので、そういう中に少し主なものでこういうものに金を使いますというような表示ができるかどうか、そういう工夫は少ししてみたらどうかと思っています。

そういうことで、私どもとしてはできるだけわかりやすく、また、私ども、PRを積極的にしていくということで、この項目でできたらやっていきたいということでございます。

それから、項目として食がなぜ1番かという議論です。確かに日本の農業とかを考えるときに、私どもの施策というのは常に農業生産をどうするかということ、従来からずっとやってきているわけですけれども、ただ、私どもがつくったものも消費者に受け入れられなければ、何をつくっても意味がない。まずは消費者が受け入れていただく。国産のものも含めて、まずは受け入れていただくのは何かということをもまずきちんとしなきゃいけない。その上でそれに合わせて生産をする。

なおかつ、私どもがやらなきゃいけないのは、やはり生産をするときに支援を当然国産農産物のコスト、先ほどお話のあったように、実際には高いわけです。ですから、そのためにはある程度の個々の経営に対する支援策というものも不可欠になる。そのときには、やはりそういう消費者ニーズに合ったものをつくるためには、やはりそれだけのコストなりがかかってきます。

だから、国、それから農業者、それぞれが努力してコスト低減には当然取り組む。技術的なもの、それから、規模拡大をする、そういう努力はしても、価格差はどうしても、コストと言うと失礼ですね、その差が埋められない部分がある。それは申しわけございませんけれども、税の負担をもって価格安定対策として実施をする。そういう理解を得ていくという形でやはり進めていく必要があるのかなと。

現状における農家が非常に厳しい状況にある、それは去年は飼料とか資材だとか高騰したということもございますし、一方で、全体の景気の低迷で、確かに経営面で厳しいものが出てきている。それについてはそれに対する対応というのを考えていかなきゃいけないと。

だから、それはちょっと今後の食料・農業・農村基本計画のときにもまさしくそこをどうするのか、農家に対する支援のあり方をどうするのか。そのときにはやっぱり農家は農家として頑張っていってもらわなければならない。ただ、そうは言っても、どうしてもコストとして努力しても海外との格差があると。その格差をどうやって支援をするのか、それが消費者負担でやるのか、いわば納税者負担という形でやるのかという、そういう議論はしていかなきゃいけないと思っています。

あと、局としていろいろ取り組みの中で、現場にも出てきてほしいという話で、私どももできるだけこういうものをつくったら現場に行って、また意見を聞いて、その意見を聞きながら私どもの説明の仕方を変えていきたいと。今回の農水省の改革の中では、できるだけ私どもの取り組みをわかりやすく説明をしていく、それを最大限やっていきたいということで、できるだけいろんな施策もわかりやすい形で現場にお届けをして、ぜひ制度的な活用はしていただくということで努力をしていきたいと思っています。

個々の経営の相談については、また、事務的にちょっと資金だとか十分現場の説明がなされていないというご指摘があったのですが、その点はちょっと事務的にお話をさせていただければと思います。

【企画調整室長】 具体的な質問について、私はじめ担当の部長からお答えさせていただきます。私の関連として、江尻委員から、フードバンクで具体的にどういったことを活動していて、生ものとかは受け入れていただけるのかという話がありました。その話をしますが、フードバンクというのは、ご案内のとおり、企業とかでちょっと荷崩れしたから賞味期限前でも商品として出せないようなもので、それは産業廃棄物として廃棄しなきゃいけないようなものをフードバンクに寄贈していただくことによって、それを母子家庭

だとか、そういうホームレスの方だとかというところに届ける活動なんです。

ただ、その活動をやっていく際に、やっぱり生ものですと腐りやすいということで、保管に要するに問題があるということで、原則として、やはり現在のところは加工食品が中心とならざるを得ないと聞いています。

もらう方が一番ありがたいのは米だそうでした、お米が一番欲しいと言われるそうです。なので、賞味期限前で、結構そういうものを捨てられているようなやつとか、あるいはカレー屋さんで残ったルーだとか、そういうもので渡しているということは聞いたことがあります、あまり生鮮食品で渡すということは聞いてございません。

我々としてはそういう活動を側面からサポートしたいということで、例えばそういうフードバンクと言われるような方々と企業さんとの仲立ち、こういった活動があるので、企業さんに知っていただくことと、そういう団体に出す品物がありませんかということ进行宣传して、仲立ちをしていきたいというようなことです。

【委員】 それって国レベルですか。農水省とセカンドハーベストジャパンとの間に関係があるのですか。

【企画調整室長】 それは今名古屋の段階ではセカンドハーベスト名古屋というのできていまして、その方々との間で組織的にといたしますか、今、局内の中で有志を募って、そういった方々と意見交換したり、業務の一環としてそういうのを協力できないかということでお話し合いしたり、自分たちが企業なんか例えば業務で説明に行く機会があったときにはフードバンクの概要などを説明させていただいて、協力できないかというようなことを訴えかけていく。そんなことをやっております。

【委員】 つまり東海独自ということですね。

【企画調整室長】 そうです。

【委員】 そうしたら、私たち農業者というんですか、生産現場の者は、お手伝いは難しいですね。

【企画調整室長】 場合によっては、こんなことも言われたことがあるんです。例えば耕作放棄地なんかを復田なんかしたときに、そういったことをするようなときに、そういった活動をする人がいて、作って、ある意味宣伝ですね、フードバンクの宣伝としてそういう場所を活用して、皆さん知りませんから、フードバンクという活動を、そういうような場として使ったりすることも考えているので、そういう場合にご協力いただけないかという話は聞いたことがございますけども、直接農家の方々、さっきも申しましたように、

生鮮食品ってなかなか使いにくいものですから、例えばお米の話であるとか、そういったことでもし農家の方々に協力いただけたら、あるいは加工したもの、そういったもので協力いただけるのであれば、農家の方々の協力をいただけるのかもしれませんが。

【委員】 米なんかやったらできると思うんです。新米がとれると、もう今まで食べておいた新米が古米になります。そうすると、その古米、うちなんかやったら、「もう牛に食べさせて」と農家の人は持ってくるんですよ。犬に食べさせてとか、今まで食べていた米、もう残ったで、新米がとれたら、そういうのを牛や犬に食べさせる前に提供できるのにとったりもしますし、ちょっと聞かせてもらったような次第です。野菜や牛乳は無理かもしれませんが、米ならそういう協力とか対応はできるのになと思いましたので。

【消費・安全部長】 消費・安全部長の西山でございます。

先ほど委員から鳥インフルエンザの関係のご質問がございましたので、参考資料3「鳥インフルエンザの発生について」に基づいて、簡単に今回のものについてご説明をさせていただきますと思います。

恐縮ですが、最初に対策の全体像を、4ページですけれども、見ていただきたいと思えます。鳥インフルエンザの対策としては、まず、図の左のほうですけれども、海外の発生情報というのを常に収集しておりまして、発生した場合には、発生した国とか地域からの家禽や家禽肉の輸入の停止ということで、水際ですまず止めるというのをやっております。

その次に、家禽とか野鳥のモニタリングによる監視というのがありまして、家畜保健衛生所、家保と呼んでおりますけれども、これが全国で173カ所ございます。ここで毎月モニタリングをやっているんですけれども、従来は1家保当たりで1農場ということをやっていたので、どうしてもそれが鶏になりがちだったんですけれども、昨年10月からモニタリングの強化といたしまして、1家保当たり3つの鳥について1農場ずつやるということになって、それで、豊橋の場合にはウズラが入って、今回の早期発見につながったというような経緯でございます。

3番目に、農場の飼養衛生管理の徹底というのがありまして、野鳥が入らないようにネットを張るというような対策を講じ、防疫体制を全体として構築します。それで万が一の発生の場合には蔓延の防止対策というのがとられますけれども、ここで殺処分とか焼却、埋却とか消毒、移動制限をして、それから、清浄性の確認の検査というのをやります。

今回は鳥がばたばたと死んだわけではなく弱毒タイプのウイルスということなんですけれども、専門家によりますと、弱毒のタイプも強毒のタイプに変わり得るということで、

今回の場合もアミノ酸の配列とかを調べますと、どうも強毒に変わっていく途中段階だったかもしれないというようなことも言われておりまして、そういった点では早期に発見をして対策を講じるということが、結局は全体のコスト面でもプラスになるのではないかなと考えております。

それから、これは、鳥がたくさん死んで、それが食料の生産という面から問題だというのがまず先に来て、人間への感染の話はその先になるのではないかと考えております。

ということで、1枚目に戻っていただきまして、今回の状況でございます。先週の金曜日、豊橋市のウズラの卵の農場、26万羽を飼っておりますけれども、そこで鳥インフルエンザのH7N6型の弱毒タイプというのが確認をされております。このH7型というのは、1925年以来の我が国での発生だということで、84年ぶりというようなものです。世界的にはヨーロッパで多く見られるような型だと聞いております。それで、発生農場の周辺では家禽等の移動制限、当初10キロだったんですが、その後、5キロに縮められております。

下のほうに防疫措置というのが書かれておりますけれども、発生農場では農場への立ち入りの制限とか消毒というのが行われます。それから、また、殺処分というのが行われまして、埋却の処理ということで、これ、3月4日となっておりますが、今日までかかったと聞いております。数百人を動員しておりますが、この中に農政局の職員も入って作業をしております。

次に、周辺農家については、イのところにありますけれども、清浄性の確認のための検査とか卵の出荷のための検査というのが実施をされます。それで3月2日のところで、その検査をやっていたところ、周辺の農家で陽性事例というのが出まして、3日には卵の出荷というのが始まったというようなニュースもあったんですけれども、昨日になりまして、陽性事例がやはりインフルエンザだったということがわかりました。これも弱毒タイプということが先ほど確認されております。それで、また、移動制限などがかけられているというような状況です。

それで、2ページ目に参りまして、3の農林水産省の対応ですけれども、早速専門家を派遣いたしまして、蔓延防止の措置を実施しております。また、都道府県に対して、農場への立ち入り調査をやって、異常がないことを確認するようにということも言っております。

それから、鶏肉とか卵を食べてもインフルエンザのウイルスが人に感染した例というの

は世界的にもございませんので、そういった安全性についての情報を消費者や流通業者に提供をしております。

また、疫学調査チームを立ち上げて、感染経路の究明をするということで、3月7日に現地検討会というのが豊橋で開かれる予定になっております。

それから、4のところでは経営支援の対策ですけれども、冒頭に局長からも申し上げましたが、モニタリングとか防疫の措置に協力をしてきている農家が経営に行き詰まるというようでは今後の対策にも支障を生じますので、これは非常に重要だと考えております。

それで、発生農家については、殺処分をした分について8割補てんするとか、焼却、埋却については県がかわって作業をするとか、経営再開のためのひなの購入費とか労賃とかえさ代とか、そういったものについても融資をするとか、移動制限の区域内的の農場についても飼料費とか保管費について国と県で助成をするとか、それから、経営の資金というのは大体上と同様ですけれども、区域外の全国の農場についても支援し、加工販売の中小企業についても支援をしていくというような対策を講じております。

5の東海農政局の対応ですけれども、関係者への正確な情報提供ということで消費者相談で21件受け付けておりますし、また、消費者団体とかチェーンストア協会とか、そういったところにも発生情報とか安全性の広報資料といった情報提供もしております。それから、ホームページでの情報提供もしておりますし、小売の店舗で、当店のウズラは豊橋産ではないので、安心してお召し上がりくださいとか、こういったものは不適切な表示だと考えておりますので、そういったものの調査をしておりますし、幾つか不適切な表示が見つかっておりますけれども、すべて撤去、修正をされているという状況でございます。

それから、学校給食でウズラの卵の使用について自粛をしようというような動きも出ておりますので、その調査もいたしまして、自粛をしている場合にはやめていただくように要請をしているというようなこともございます。

4番目は、先ほども申しました防疫作業の支援者の派遣と、それから、農政局でも対策本部の開催というのをしております。

以下は、発生農場の地図で、豊橋の南のほうの海岸沿いのところでございます。2例目はちょっと東のところに出たものということです。

それから、4ページは先ほどご説明して、5ページは、これまでの我が国での例でございます。

また、資料の中に鶏肉の安全性についてのパンフレットも入っておりますので、ぜひご

覧をいただきたいと思います。

ご質問に対する回答もさせていただきたいと思います。食品の偽装表示について、杉浦委員からもお話をいただきましたが、この対策というのは非常に重要な施策だと考えておりました。職員が巡回調査をするというのもございますし、それから、食品表示の110番という電話を設けておりますので、その情報に対しては確実に迅速に対応するというようなこともしております。また、消費者の方に食品表示のウォッチャーというのになっていただいて、それで、変な表示を見つけたときには連絡をしていただくというようなこともしております。

そういった監視とか指導にも取り組むとともに、消費者の方々に表示について知っていただくような機会、普及とか啓発とか、そういうような機会も設けております。というようなことで、かなり厳しく重点的に取り組んでいるというところでございます。

それから、食育について何人かの方からお話がございました。食育という名前については、これ、食育基本法という法律がございまして、その中にももちろん農林漁業の活性化とか、そういうのも入っております。重要な要素だということはそのとおりなんですけれども、生産者と消費者の交流とか、学校とか、地域とか、家庭とか、食文化とか、国際交流とか、いろんなものが入っておりますので、そういった点から、従来から食育というような表現をとらせていただいているというところでございます。

また、食育について少し重点を絞るべきではないかというようなご指摘もございましたけれども、私どももそう考えておりました。特に食育の催し物をして、いつも同じ方が出てくるとか、そういうのではよくないので、層を広げたいと思っております。子育て世代の方に来ていただけるような工夫ができないものかということは今考えております。

それから、学校も非常に大事だと思っております。学校もなかなか難しい問題もあるというようなご指摘もございましたけれども、何とか学校でも食育がきちんとできるように、これまた取り組んでまいりたいと思っております。

それから、委員からご質問がありました件ですが、まず、農薬とか肥料とか有害物質の実態調査の頻度ということですが、これはものによって違います。例えば申しますと、農薬で、米、麦の調査などは年間43ぐらい、それから、野菜とか果樹については264ぐらいとか、例えばそんな感じです。そのほか有害物質もカドミウムだとかカビ毒だとかいろんなものがございますので、それぞれ違いますし、また、随時やるというようなものもございます。

それから、教育ファームの状況ということですが、教育ファームのモデル実証地区というのは東海3県の中で17地区、22団体選定をしているところでございます。

私からは以上でございます。

【会長】 ちょっと時間が2時間余に、今、2時間15分経っております。

【委員】 すみません、そうしたらこれだけ。鳥インフルエンザに関して非常に迅速な対応で情報が新聞紙上へマスコミを通じてきちんと流れている。どういう動きをしているのかというのがはっきり今回わかりました。前のときのような報道関係のすっぱ抜きみたいな変な記事もないですし、きちんとした形で対応していただきまして、特に食品企業になりますと、それに関連するものがすべてだめじゃないかになって、風が吹けばおけ屋がもうかるじゃないですけど、全然違うものまで危ないんじゃないかという風評が出るのですが、そういった部分、今回非常に早い段階で押さえていただけたということは、我々としても非常に感謝しておりますので、どうもありがとうございました。

【会長】 まだ時間がかかりそうです。ここで一息入れてのほうが多分皆さん方もスムーズにいくのではないかと思いますので、ちょっと休憩ということで、私の時計ですと、47分なんですけど、55分まで休憩ということでよろしいでしょうか。8分ほど休憩させていただきます。

(休 憩)

【会長】 それでは、そろそろ席へお着きになっていただけますでしょうか。

それでは、委員の皆さん方がお着きになったところで再開とさせていただきます。

先ほど局のほうからの疑問、あるいはコメントに対するお答え部分で中断させていただきましたので、残りの部分、手短にお願いいたします。

【生産経営流通部長】 生産経営流通部長の栗原でございます。座ってお話しさせていただきます。

大変幾つかございましたけども、簡単に申し上げます。

まず、1つは、農業分野での雇用という話がありました。それで、私どももこれは非常に重要なことでありまして、今の雇用不安の状況下における一過性のことではなくて、もっと長い目でちゃんとした農業者を育てていくということが大事だと思っております。それは確かに地道な活動ではあります。今、雇用のための農業法人がだれか雇うとお金がもらえるといった事業も立ち上げておりますが、それだけではなくて、先ほど熊崎委員から、娘さんが岐阜の農大に行かれていらっしゃるというお話もありましたけども、例えば県の

農大とか、そういう教育機関を支援していくとか、そういったことも含めて一生懸命考えていきたいと思っております。

それから、地産地消について幾つかご意見があったかと思えます。それで、実は、これについてはお手元の資料2の2ページ目のところに地産地消の推進というのがございます。具体的にどんなことをやっているかというのが実はこの右側のところに書いておまして、これで十分か不十分かということはあろうかと思えますが、弁当とか給食とかということだけではなくて、こういういろいろ、例えば人を育てていくとか、コーディネーターの人を育てていくとか、そういういろんな取り組みをしております。

ただ、先ほどお話があったように、農村レストランとか総菜を売るとか、そういう地元で作って地元で売るといような取り組みも大変重要なものだと思っております、これは我々も少し今日のご意見を踏まえて何か盛り込めないかとちょっと考えてみる余地があるかなと思っておりますので、大変良いサジェスション、ありがとうございました。

それから、農地・水・環境保全向上対策のところでもちょっとだけお話のありました、ハツシモだと消毒回数を減らすと減収するという話がありました。これはちょっと技術的な話なので、後で詳しく伺わせていただきますが、5割減らすと大きく減収する場合には、それに応じた緩和のやり方というのも実は仕組みの中にありますので、また、後でちょっと詳しく聞かせていただければと思っております。

それから、調整水田なんかの不作付地の解消というところで相続税納税猶予の話がございました。これは、実は参考資料の5というのが下のほうにありまして、これをもらいたいただきたいのですが、この参考資料5の1枚目の一番下のほうに農地税制の見直しというのがあります。実はもう国会に出されることになるんですが、農地法の改正する法律案が出されます。その中に、これまでは農地を貸すと納税猶予は打ち切りになっていたというのを、これからは貸しても、そこが永続的に耕作されれば、納税猶予が継続できるというふうに制度改正されますので、これが通れば、かなり状況は変わってくるのかなと思っております、我々も実はそこを大いに期待をしているというところでございます。

それから、あと、畜産の酪農の資金と鳥獣害のお話がありました。これはそれぞれちょっと個別に詳しく伺わないと、なかなかどういうふうにやれるのかわからないと思っておりますので、ぜひ後で少し詳しく教えていただければと思っております。

ちょっと大変簡単に申し上げてしまいましたが、私からは以上でございます。

【農村計画部長】 農村計画部長の吉川でございます。

食育のところで農が抜けているということでしたけども、これにつきましては、子ども農山漁村交流プロジェクトということで、小学校が全国で2万3,000校あるらしいです。そして、小学5年生が基準ですけれども、1学年で120万人目標としておりますので、この人たちを農山漁村に泊めて、農業、漁業、いろんな体験をしていただいて、そして、食育を学ぶということで、これは農林水産省だけではなくて文部科学省、総務省、3省連携で進めております。農業側は受け入れ側ということで予算措置しております。文部科学省は子供を送るということで、学習指導要綱、こういうものも全部変わっております。これが織り込まれておりますので、今後3省連携で進めていくということになっております。農業関係もいろいろ体験をしていただくということで進めております。

【整備部長】 それでは、最後に整備部長でございます。

先ほど農地・水・環境保全向上対策の2階建て部分のお話があったかと思えます。50%の農薬をカットされたんですけれども、病虫害でなかなか生産が合わないというお話だったかと思えます。1階部分で、コミュニティーという形で都市との交流等、様々なことができます。その中で、例えば販売の工夫というのもひょっとあるのかなと考えております。

例えば、1階部分で、生物多様性ということで土壌だとか鳥を保護すると、そのために農薬を軽減するということもあるかと思うんですけれども、そういったときに、全国的に見ますと、例えばコウノトリ米だとか、それから、岐阜県で行っておりますケリ米だとか、それから、安城のほうで今実施しようとしておりますドジョウ米だとか、こういった形で名前をつけて、そして、そこに生物多様性ですから「安全だ」ということを売りに、より高く価格を設定していくという、そういう2階部分の使い方もあるのではないかと、現在我々も一生懸命研究しているところでございますので、また、どうかよろしく願いをいたします。

それから、多気町でコミュニティービジネスということで、おばあちゃんの店だとか、それから、直売所をいろいろやっておられて、地域振興を本当に立派にやっていただいているかと思えます。こういうシステムを広げて、それから、積極的にPRしていくことが自給率の向上にもつながるのではないかという、そういうお話だったかと思うんですけれども、我々としましてもこういったものについて表彰制度を設けながら、どんどん全国に発信していきたいと考えておりますので、ぜひとも全国を引っ張っていただければありが

たいと思っております。それから、また、平成19年度に農山漁村活性化法をつくりまして、この中でプロジェクト交付金ということで300億の予算を設けました。例えば廃校の利用だとか、それから、直売所をつくったり、農家レストランを整備したり、それから、その中にいろいろ機械を交付したりという、そういう制度がありますので、こういったものもぜひともPRしていきたいと思っておりますので、どうかひとつよろしく願いいたします。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

今日は、非常に委員の皆さん方、積極的にご発言いただいたことと、それに対して、非常に明確な形で局のほうからお答えいただきましたので、(1)(2)については、まだ委員の中には意見があるかと思いますが、ここで打ち切らせていただきます。

当初予定した時間より42分ほどおくれれておりまして、5時半までにこれを終わるという予定なんです。

それで、(3)新たな食料・農業・農村基本計画の見直しについてということでご意見等をちょうだいすることになるのですが、マキシмум、これに充てられるのは26分ぐらいしかない。説明もその分を勘案して、手短にお願いしたいと思っております。

では、企画室長さん、よろしく申し上げます。

【企画調整室長】 時間がございませんので、手短に説明したいと思います。

資料の3-1をまずご覧ください。食料・農業・農村基本計画に関する審議の進め方ということで書かれておりますが、今年の1月27日から審議会が始まりまして、先日、2月26日に2回目が開催されました。これから月1回のペースで企画部会ということで開催させていただいて、その途中途中で国民各層の意見を聞きながらやるということになってございます。そこに書かれているとおり、夏ごろまでに課題論点を洗い出すと、それから、また秋以降、月1回のペースで開催して、来年の3月ごろに最終的な答申の案をまとめるというようなスケジュールでやられます。それが進め方です。

それから、中身についてですが、資料の3-2については後でまたごらんいただくとして、資料3-3をごらんいただきたいと思っております。

新たな食料・農業・農村基本計画の検討項目、議論の素材ということで出ささせていただいております。これはあくまでも素材ということですので、そこに書かれている項目で、来年の3月にまとめるというものではございませんで、ひとまずたたき台というか議論の材料ということで出ささせていただいているものです。

一番最初の柱書きのところに書いておりますけども、中長期的には世界的に食料需給が逼迫するというようなこと、それから、我が国の農業が高齢化とか生産規模が小さいとか経営的に弱いとか、あるいは農村地域で疲弊しているというような状況の中で、きちんと持続可能性を持ったものにしなきゃいけないということ。それから、世界全体の食料需給の安定、だから、買いあさるとかそういうことだけではなくて、世界全体の安定化に貢献する観点から国民的な議論をして、現行の政策を検証し、白紙の状態といいますか、タブーなしに、あらゆる角度から見直すべきではないかということでございます。

最初のポイントとしては、1の国民の食料供給を担う農業の持続的な発展ということです。あくまでも国民に安心して食べていただける食料をきちんと持続的に生産するという基盤が農業であろうというものでございます。その1つ目としては、やはり元気な担い手を育てていくということ、それから、2番目として、狭い国土ですが、その中の限られた農地を最大限に利用していかないといけない、面的集積だとか耕作放棄地を解消とか、それから、水田という立派な装置が今休んだりしているわけですが、それをフル活用して、できるだけ国産で作れるものは作っていききたいというようなこと、それから、むしろ国内市場だけではなくて、輸出というような海外市場をにらんで、世界的に高品質だと言われる日本の農産物をやってはどうかというようなことです。それから、それをやるためには生産基盤もしっかり整備していかねばいけないんじゃないかというような論点です。

次のページに行きまして、それにはいろんな技術の開発や普及も必要だというような観点、それから、自然循環機能ということで、一方で生物多様性であるとか環境保全ということを重視していかなくちゃいけないというような側面もあるのではないかとということです。

それから、2番目の大きなテーマとして、やっぱり食料の安定供給ということがございます。安全だとか安心だとかということ。それから、国として安全保障を確立しなきゃいけないというようなことでございます。

それから、次のページに行きまして、農村の振興ということで、地域フロンティア産業と言っていますが、そういうようなことで新たな産業を興すと、あるいは雇用と活力というようなこと、それから、環境保全というようなことに意を用いたらどうかと、そういうようなことをトータルで最後の4番目として食料自給率というものをどう考えていくのかと。今年初めて食料自給力というような言葉も出ていますが、自給力と自給率というようなことでどう考えていくのかということを示唆してございます。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

非常に簡単な説明だったかと思いますが、皆さん方には事前に資料が送られておりますので、一通り見ておられるかと思いますが。そういう前提で、以下、各委員からご意見あるいは要望等をお伺いしたいのですが、時間、既に5時9分ですので、発言される場合は、お一人1分半以内をお願いいたします。90秒です。

どうぞ。

【委員】 90秒でやります。

米飯給食なんですけど、これを義務づけるということは難しいんですか。これが義務づけられたら自給力になると思うんですが、それで、これまた、私たち畜産農家との連携で堆肥を最大限利用してもらおうということになると、自給力も増して、生産性と安全性を向上させるのではないかと思うのですが、その点ちょっとお答えください。

【会長】 それじゃ、この件についてございますか。

【東海農政局長】 じゃ、皆さん、ちょっとご意見を伺って……。

【会長】 それじゃ、そうしてからやります。ダブる可能性がありますので。

【東海農政局長】 個々にできるかどうかというよりは、皆さん、こういうことができないかとむしろ言っていて、我々がそれを受けて、また、検討させるということをお願いします。

【会長】 はい、わかりました。

じゃ、いかがですか。

どうぞ。

【委員】 1つ簡単に申し上げます。

生産調整の問題です。今、国でいろいろ議論されております。私の意見だけ申し上げます。

水田は全部やっぱり米をつくるべきだという上に立っての話なんですけど、その中で水田経営の所得安定対策にかかっておる麦とか大豆とかというような形は、水稻に見合うだけの価格保障はすると、そういうことは大前提の話ですけども、農家が自由につくると、できるだけ全部水田を利用すると、いろんな農地の、特に水田の高度利用を特に図る施策を積極的にとるという前提にしてほしいということ。

その場合に、農家の皆さん方が対応する農地につきましては、基本的には、国、県、それから市町が自己負担なしでやっぱり整備をすると、これは基本としていただくとありが

たいかな。国の補助、県の補助、また、市町の負担、この上に立っての話ですけど、してほしい。できることなら町村が負担する整備費につきましては、国の施策の中で地方交付税等で措置していただけるとありがたいかな、こう思っております。

以上です。

【会長】 ほか、いかがですか。

委員、どうぞ。

【委員】 審議の進め方なんですけれども、これ、審議だけに特化して書いてあるんですよ。前の計画をつくったときって地方のキャラバンみたいなのがあって、意見を聞く一般の場とか、あったと思うんですけれども、基本計画というのはどうしてもそれこそ総花的あるいは一般的になってしまうんですけれども、つくる段階で地域の声を聞いていただいて、あとは運用面にどれだけ生かしていくかというのがポイントだと思いますので、そういうところになるべく人が集まる工夫というのをさせていただきたいなという要望です。

【会長】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

制限をした途端に手が挙がらなくなってしまったんですけども。

どうぞ。

【委員】 委員からもご指摘がありました水田の高度活用ですが、ここにもありますように、いわゆるフル活用という新しい項目が出てまいりました。これは生産調整との中で大変ねらいはいいんですけども、非常にそのコントロールが私は難しいだろうと思っております。水田作しできない土地もあるわけでありますので、その辺のコントロールをうまくしないと、このために命取りになるような気もいたしますので、十分精査をしてもらいたいなと思います。

同時に、今の転作作物、麦、大豆を作るわけですが、やはり前、私も子供のころは、もう麦を刈って、それで、田植えをして、農繁期の大変なスケジュールがあった。これが私も安城の場合でも、大変麦の収穫がいつも梅雨期に入りまして、これは今年はとれるぞと思っておりますながら、その収穫時期に入って品質が悪くなる、収量が落ちるということになりまして、前から私は言っておるんですが、少し熟期を早める品種改良も徹底して、麦を生産して、農家としてもやっぱりきちっとした収穫ができて、そして、収益が上がると、ある程度目標が立つという形の技術革新をどうしてもしたいわけです。そして、農家も結果的には転作だから保障をもらえばいいということじゃなくて、やっぱり生産物を上げて

いただくということの指導が定着していかないと、このフル活用というのは私は難しいだろうと、これは大豆も同じことが言えるんです。

最近、大豆、特に外国種ですが、肥料や、あるいは肥料から来る雑草が非常に多く発生しまして、私、見ていますと、ほとんど大豆の収量も2割から3割かなというほ場がたくさんございまして、「おい、もっと真剣に草を取れよ」と言いながら、大型でやっていますから、そんな手作業で取れませんし、あまり除草剤もできませんから、面積を拡大して保障をいただければいいということから、このフル活用というのはやっぱり生産を上げていくということの技術革新もあわせて、最終的には農家の所得が向上したということにならないと、フル活用のねらいがどうしてもぼけてしまうような気がしますので、その辺今度の改善改革の中できちっと作付農家にもその意義を十分伝達されて、遺憾のないように進めたいものだなと、それが実際には自給率の向上にもつながってまいりますので、そんなご指導をしていただくといいのかなということを感じましたので、一言だけ申し上げました。

【会長】 ありがとうございます。

委員、どうぞ。

【委員】 私、経営という面でいきまして、農家が本当にもうかるようにならないとだめだろうとっております。どうやったらもうかるかということなんですが、そうしますと、すぐ補助という形になりがちなんです。補助というのは、だれが金を出すのかといいますと、役所が出す、政府が出す。役所や政府が金を持っているわけじゃないのでありまして、税金から出てくるんですね。税金から出ているとみんな思っているわけです。ところが、全然違いまして、税金じゃなくて借金で補助しているわけです。借金というのは国民の将来負担しなきゃならない分なんです。補助というものをもらう以上は相当厳密でなきゃいけない。簡単に出せない。手足を縛って、非常に厳密な状況のもとで初めていただける。そうしますと、補助をもらっている以上、自由にもうけるということがなかなか許されなくなってしまうんです。

ということは、補助とかそういうことでやってやっとなり立つという経営はもうだめなんです。将来的に見て、自分たちで自由に闊達にやって、好きなだけもうかるように、だから、相当もうかるという具合にしていけないといけません。そうしたら、もう後継者の問題なんて消えてなくなると私は思います。

もうかるようにどうするかが問題です。小規模農業を続けている限り、私は無理だと思

います。その意味では、農村をいかに保持するかというのが1つの農政の目的だったとは思いますが、もうそんなことを言っておれる余地はなくなったんじゃないでしょうか。ですから、水田のうちでも全部の水田を保持するということは不可能だと思います。そのために能率のいいところが休耕田になるということは許されるべきじゃない。もっともっと自由闊達にやらせて、もうけさせていただく、もうけていただくという格好が基本になきゃいけないんじゃないかと、そんなぐあいに思っております。

以上です。

【会長】 委員、どうぞ。

【委員】 生産調整の中で麦大豆をつくりなさいよというお達しが来て、私たちも麦を30ヘクタールとか、大豆は少なかったんですが、5ヘクタールぐらい生産をいたしております。

補助金をちょうだいして、何とか息ができるかなという感じなんです、タマイズミという品種の麦を生産しておったわけなんです、私たち、出荷する60キロ当たりの単価というのは、皆さん方、ご存じなんですかね。60キロ当たり800円、900円なんです。それで生産をなさい、なさいと言われて、補助金を出すから、出るからやらなきゃならない。やるから生産量を上げなきゃならないということになってくるのですが、本当にその単価で果たして担い手として生活していけるかどうか、その辺のところを一遍しっかりと、農家の販売価格、要するに出荷価格を国としてしっかりつかんでいただきたいと私は思いますし、やはり補助金を頂戴する上においてはやらなきゃならない、これも本当に大変なことであると思っております。

以上です。

【会長】 ほか、いかがでしょうか。よろしかったですか。

委員、どうぞ。

【委員】 日本の農業の強みは今何かというと、稲作が非常に強いということであるのであれば、特化して輸出品目の中にはっきりそれが打って行けるだけの力をつけることではないかという気がします。全部輸入だよ、自給率、米だよ。でも、減反して、つくらないよ。コスト的に諸外国に比べて高いというのであれば、やはりそのところで逆に米はたくさんつくって、外国に輸出できるぐらいの力をつけていくべきではないかと思っております。

以上です。

【会長】 あとお一人、いかがでしょうか。よろしかったですか。

それじゃ、全く申しわけございません。制限したことが発言の意欲をそいでしまったかもしれません。おわび申し上げます。

今、22分ですので、あと8分で締め、それから、今後の懇談会のあり方についてというところまで行かないといけません。私のまとめの時間というのか所感というのを5分与えられていましたけども、これを1分にしまして、次のあり方のところで時間を割かせていただきます。

今日は、最初に私、あいさつで申し上げました。これまでの懇談会の教訓といいますか、いろいろ意見を出された結果、局のほうの資料は国民目線に立って、わかりやすさというのを積極的に追求していただいた、そのことで大きな前進があったということが1つの特徴であったかと思えます。

そこで、各重点項目8点にわたって委員の方々から非常に積極的なご意見をいただきました。かなりの部分、局のところでご考慮いただけそうなことを感じたところでございます。

それと、もう一点、生産者サイドから農業の厳しさ、とりわけ昨年来の資材高騰下の低農産物価格というところで、ある規模を持っていても、なかなか農業が立ち行かなくなっているという問題、それから、新たな担い手を確保しようと、今の製造業から解雇される労働力に対して、農業はどの程度受け皿があるのか。これについても言われるほどのスピード感を持っては、多分現実問題、雇用吸収力というのは形成されないのではないか、そのあたりで中・長期的な視点を持って臨むべきであるというご意見等もちょうだいしたかと思えます。

もちろんそれは短期的に各都道府県含めて一定の予算を仕組んで対応しようとしているところ、結構ございますので、そういった短期的な対応と同時に、中・長期的な視点をあわせ持ちながらやっていくことが大事ではないか。

それから、最後の基本計画のところでは出されました、もうかる農業がこの日本の中で定着するというのが一番望ましいかと思うんですけども、それについての現実のハードルの厳しさという一面も出されたかと思えます。そのあたり、それから、水田のフル活用という、この新しい提起に対して、どう現場を含めて実践的なものにしていくのか、これ、さらに皆さん方のお知恵等を拝借しながら詰めていくべき課題ではないかと思っております。

以上、所感にもなりませんけども、感じたところ、重点的なところでお話しさせていた

だきました。

あと、残りが5分しかございません。これで(3)の意見交換については終了とさせていただきます。懇談会の議事はこれで終了となるわけですが、最後に、今後の農政懇談会の進め方について、事務局からご提案いただきたいと思います。

【企画調整室長】 その前に、今日、基本計画について出された委員の方々の意見、それから、事前に資料を読んで3人の委員の方々から出された意見は、また事務局で取りまとめて、本省におつなぎすることとしますのでご了承ください。

また、今日発言されなくても、委員の方々が意見がある場合は、事務局に出していただければ、当然またそれにつきましても本省につないでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、今後の農政懇談会の進め方ということで、資料の5をごらんいただきたいと思えます。

冒頭、局長のあいさつ等々ありましたとおり、今後、国民視点に立って農政局が実施するいろんな食の安定とか消費者の信頼確保など、政策を実施するわけですが、農政懇談会につきましても、会議の運営について改善を行いたいということでございます。どこを改善するかといいますと、現状一般の方々に対して傍聴不可ということになっております。マスコミに対して冒頭だけ取材オーケーということにさせていただきますが、今後は、国民に広く開くということで、原則公開としてはどうかという点です。それで、傍聴につきましても、10名程度を限度とするということはあるんですが、傍聴者を募って、そういうことを可能にしてはどうかというご提案でございます。

【会長】 ありがとうございます。

以上、進め方についての案が提示されたわけですが、これに対して、委員の皆さん方、いかがでしょうか。異論ございますか。

【委員】 「10名を限度に選定」と書いてあるんですけど、選定とは何か基準なのか、それとも、単純に言うならば先着順ということも考えられるんですけど、いかがでしょうか。

【企画調整室長】 抽選ということになるかと思います、多い場合は。

【委員】 じゃ、この選定は抽選という意味なんですね。選定というと、何か基準があって選ぶのかなと。

【企画調整室長】 恣意的に選ぶものではありませんので。

【委員】 わかりました。これが表に出るとすると、選定というとは何か基準でと勘違いがあるのかなと思ってお尋ねしました。

【会長】 ほか、いかがでしょうか。

それじゃ、特に異論ないようですので、先ほどの選定のところはちょっと字句的に検討いただきまして、平成21年4月以降の農政懇談会については、ここに提案された内容で進めさせていただくということにいたしたいと思います。

以上で、私のほうの担当する部分は終わりました。以後の進行については事務局のほうにお返ししたいと思います。どうもご協力ありがとうございました。

【司会】 会長、ありがとうございました。

各委員から貴重な意見を賜りました。ありがとうございました。今後ともよろしく願います。

最後でございますが、閉会に当たりまして、東海農政局次長よりあいさつさせていただきます。

【東海農政局次長】 本日は、長時間にわたり、精力的にご議論、ご検討いただきました。本当にありがとうございました。竹谷会長には大変見事な司会をしていただきまして、どうもありがとうございました。

私、前回、7月31日の農政懇談会に出たのですが、そのときの議論を重く受けとめまして、その直後に9月の事故米問題が発生いたしまして、さらに重く受けとめまして、東海農政局としての業務内容の改革に取り組まなくちゃいけないということを切実に考えております。

それだけではなくて、今年になって新たな食料・農業・農村基本計画の改定に向けての取り組みも始まっております。そうした中で、私どもとしては、皆様方の意見を謙虚に受けとめて、そして、国民の目線に立って業務に取り組んでいく必要があると考えております。

そうした中で、今日のご議論を受けて、若干コメントをいたしますと、まず、今回の資料等について、わかりやすい説明をということで、いろいろと考えたわけですが、いろいろとまだ足らざる点があるのご指摘を受けましたけども、一定の評価をいただけたのではないかなと思っています。ただ、これがこれでいいというわけではなくて、引き続きちゃんと考えていかなければならない。冒頭、竹谷会長からもございましたように、継続性ということが大切であるというお話を承りました。前回の懇談会でのキーワードは連携

ということだと思いますけども、今回は継続ということがキーワードかなと受けとめております。のど元過ぎれば熱さ忘れるということにならないように、この事故米問題というものをしっかりと受けとめて、改革の姿勢と取り組みの姿勢をしっかりと継続していかなくてはいけないと思っている次第でございます。

それから、特に食品偽装問題への反省に立って、二度と起こさない強い決意を示してもらいたいというお話がございました。まさしくそのとおりだと思います。そして、今回の鳥インフルエンザの話もございました。消費者の方々、一般の方々に正しい事実を的確に伝えていくということが非常に大切であるということをお肝に銘じまして、消費者の皆様方とのいろんな機会を通じてのコミュニケーションを進めていきたいと考えております。

そして、最後になりますけども、飯尾委員からございましたように、東海農政局として何ができるのか、そして、何をすべきかということを考えていくべきであると、東海農政局としてのプレゼンスということがございます。まさしくそのとおりだと思います。そうしたことを踏まえて、これから何ができるのかということをお常に考えながら取り組んで、そして、また、半年後になりますでしょうか、次の機会にまた皆様方からの率直なご意見を賜りたいと思っております。

本当に今日はどうもありがとうございました。

【司会】 それでは、以上で、本日の東海地域農政懇談会を終了させていただきます。

また、本日の資料について送付をご希望される方は、資料を封筒に入れ、机の上に置いていただければ、事務局が後日送付いたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。

了